

平生町告示第38号

平成20年第6回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成20年11月28日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成20年12月11日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

河藤 泰明君	大井 哲也君
岩本ひろ子さん	淵上 正博君
細田留美子さん	柳井 靖雄君
河内山宏充君	吉國 茂君
福田 洋明君	平岡 正一君
藤村 政嗣君	田中 稔君

12月18日に応招した議員

応招しなかった議員

平成20年 第6回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成20年12月11日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成20年12月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成20年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成20年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成20年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成20年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成20年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第12 議案第8号 平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第9号 平生町課制条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第11号 平生町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第12号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第13号 平生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第14号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 平生町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 柳井地区広域事務組合の解散に関する協議について
- 日程第21 議案第17号 柳井地区広域事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議

について

- 日程第22 議案第18号 田布施・平生水道企業団規約の変更について
- 日程第23 議案第19号 工事請負契約の締結について（変更）  
平成20年度佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事（第1工区）
- 日程第24 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第25 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定（8日間）
- 日程第5 議案第1号 平成20年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成20年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成20年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成20年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成20年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成20年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第12 議案第8号 平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第9号 平生町課制条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第11号 平生町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第12号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第13号 平生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第14号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 平生町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 柳井地区広域事務組合の解散に関する協議について
- 日程第21 議案第17号 柳井地区広域事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議

について

日程第22 議案第18号 田布施・平生水道企業団規約の変更について

日程第23 議案第19号 工事請負契約の締結について（変更）

平成20年度佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事（第1工区）

日程第25 委員会付託

出席議員（12名）

1番 河藤 泰明君	2番 大井 哲也君
3番 岩本ひろ子さん	5番 淵上 正博君
6番 細田留美子さん	7番 柳井 靖雄君
8番 河内山宏充君	9番 吉國 茂君
10番 福田 洋明君	11番 平岡 正一君
12番 藤村 政嗣君	13番 田中 稔君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 藤田 衛君 書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山田 健一君	副町長 .....	佐竹 秀道君
教育長 .....	高木 哲夫君	会計管理者 .....	岩見 求嗣君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 .....			吉賀 康宏君
企画課長 .....	角田 光弘君	町民課長 .....	木谷 巖君
税務課長兼徴収対策室長 .....			洲山 和久君
健康福祉課長 .....			河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長 .....			中本 羊次君
建設課長 .....	安村 和之君	教委総務課長 .....	福本 達弥君
教委社会教育課長 .....	弘中 賢治君		

午前9時00分開会・開議

議長（田中 稔君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成20年第6回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（田中 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、細田留美子議員、柳井靖雄議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．会期の決定

議長（田中 稔君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの8日間といたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決しました。

・ ・

日程第3．諸般の報告

議長（田中 稔君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌、委員会研修報告のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成20年10月分、11月分及び12月分の例月出納検査の結果報告及び地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告は、お手元に配布のとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

・ ・

日程第4．行政報告

日程第5．議案第1号

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

日程第8．議案第4号

日程第9．議案第5号

日程第10．議案第6号

日程第11．議案第7号

日程第12．議案第8号

日程第13．議案第9号

日程第14．議案第10号

日程第15．議案第11号

日程第16．議案第12号

日程第17．議案第13号

日程第18．議案第14号

日程第19．議案第15号

日程第20．議案第16号

日程第21．議案第17号

日程第22．議案第18号

日程第23．議案第19号

議長（田中 稔君） 日程第4、行政報告及び日程第5、議案第1号平成20年度平生町一般会計補正予算から日程第23、議案第19号平成20年度佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事（第1工区）の工事請負契約の締結について（変更）までの件を一括議題といたします。

町長から行政報告及び提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。今年も既に師走の中旬を迎え、はや残すところ20日余りとなりまして、時の流れの早さを身にしみて感じておる昨今でございます。

今年の気象状況は、梅雨明けが平年よりも早く、7月から8月前半にかけて猛暑、酷暑となった反面、大気の状態が不安定ということで、局地的な大雨や雷をもたらすゲリラ豪雨による大きな被害が列島各地で発生いたしました。

また、今年の台風は21号まで発生し、年間の発生数は平均より少なく、日本列島に上陸しない年となりました。ちなみに、気象庁が統計を始めた昭和26年以降で上陸ゼロの年が、今まで3回あるということでありまして、9月以降も地球温暖化の影響なのか、温かい、しのぎやすい日が続いていたところでありまして、立冬を過ぎたあたりから寒気が日々に増しております。

あわせて、あわただしい年末の気配が漂い始めたきょうこのごろであります。定められました平成20年第6回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、まずこの1年の主な出来事を振り返ってみたいと思いますが、その前に、本日12月

11日は平成10年12月11日、私が町政を担当させていただくことになりまして、くしくもちょうど10年が経過をした日となりました。感慨一入のものがあります。この10年間、首長としての重責を感じながら、使命感を持って頑張ってきたつもりではありますが、改めて月日の経過の早さに驚いているところであります。

就任以来、「対話」をベースに町民との信頼関係を大切にしながら、第三次平生町総合計画の「未来をひらき 人もまちも いきいき輝く 平生」を目指し、町政の諸課題に立ち向かってまいりましたが、こうして町政を運営できますのも、ひとえに議員の皆様をはじめ、町民各位の御理解と御協力の賜物でありまして、この機会に心から感謝を申し上げる次第であります。

今後とも、厳しい行財政環境の中ではありますが、町の将来を見据え、その基盤を一層揺るぎないものとするために、引き続き全力投球で取り組んでいく所存でありますので、変わらない御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

今年は、恒例の初日の出から出初式、そして成人式を皮切りに、3月定例議会での20年度予算の審議、徴収対策室の設置、後期高齢者医療制度や特定健診、特定保健指導の開始、ケーブルテレビの開局、衆議院山口第2選挙区補欠選挙、本町の農業委員会委員選挙は無投票でありましたが、その後の山口県知事選挙、海区漁業調整委員会委員選挙、平生町地球温暖化対策地域協議会の発足、ふるさと納税の取り組み、民間事業による6基の風力発電所の建設の取り組みなど、ほぼ順調に推移をいたしておりますこと、町民の皆様方の御理解と御協力に対し、心から謝意を申し上げたいと思っております。

一方、国内外においては、年明けから話題の中心でありました中国の冷凍餃子事件、道路特定財源などで迷走した通常国会をはじめ、中国の四川大地震、岩手・宮城内陸地震、洞爺湖サミット、北京オリンピック、ガソリン価格の値上がりと下落、物価の高騰、福田首相の突然の辞任と麻生首相の誕生、アメリカ大統領選挙でオバマ氏が当選、インドの同時テロなど、さまざまなニュースが伝えられたところであります。

特に、経済情勢におきましては、サブプライムローンの破綻の影響によるアメリカ発の金融不安が世界に大きな影響を与える中、日本においても、株価の暴落や輸出の落ち込みなど、实体经济の冷え込みが深刻化したことにより、9月下旬に発足をした麻生内閣は追加経済対策を10月30日に打ち出したところであります。

この追加経済対策は、事業総額2兆9,000億円にものぼり、中小企業への資金繰りの支援のほか、家計の緊急支援のため、総額2兆円の定額給付金や雇用保険の料率の引き下げ、住宅ローン減税の拡大などを盛り込んだ内容となっております。

この景気対策を最優先で行うという表明により、衆議院の解散・総選挙の動きは依然不透明の状況となっておりますが、これらを盛り込んだ第2次補正予算は来年の通常国会に先送りされる

とのことであります。

こうした中、先月末、ワシントンでの金融サミットに続き、南米のペルーでのAPEC首脳会議が開催されておりますが、現在の金融危機を乗り切るため、全世界で共通した早急な取り組みが必要であることは言うまでもありません。

国が発表した7月から9月期の実質国民総生産は、前年度比で0.4%減となり、また11月の月例経済報告では、景気について今まで「弱まっている」としていた基調判断に、「世界経済が一段と減速する中で下押し圧力が急速に高まっている」という文言を加えた下方修正を行っております。

この金融危機と景気減速の直撃による多くの企業の大幅な売上高の減少による損失や倒産をはじめ、非正規従業員の雇用契約の打ち切り、企業の内定取り消しや採用意欲の低下など、さまざまな影響が出てきているところであります。

したがって、こうした景気の失速に対し、現在、臨時国会で審議をされている金融機能強化法の改正案や追加経済対策の裏づけ予算となる第2次補正予算とその関連法案の成立など、現状を打破していくための新たな景気対策、金融税制対策、生活対策、雇用対策に向けてのスピーディーな対応が求められているところでもあります。

次に、最近の世相について触れてみたいと思います。

消費者の不安と不信を招く事件については、事故米の不正転売問題以降も、こんにゃくゼリーによる窒息事故、牛乳へのメラミン混入、インゲンからの農薬の検出、つぶあんからのトルエンや酢酸エチルの検出など、食の安全にかかわる事案が立て続けに発生をしております、不正を取り締まる仕組みづくりと規制の強化が求められているところであります。

子供の安全・安心を揺るがす事件では、千葉県の道路脇への女児の遺体遺棄事件をはじめ、福岡県の公園で小学校1年生が絞殺死体で見つかり、その母親が逮捕された事件、神奈川県では交際相手の女性の女児を殴り殺す事件や妊婦においても受け入れ拒否により死亡するなど、本当に悲惨で許せない事案が多発をいたしております。

また、大学生や高校生、医師などが大麻所持、栽培による逮捕が多発いたしておりますが、我々国民が生活しているすぐ裏側で、大麻が蔓延しているという驚きとともに日本の将来を危惧しているところであります。

国を挙げての薬物乱用防止運動とともに、大麻の取り締まりの強化による撲滅運動を展開していかなければいけない課題であると考えております。

国民を震撼させた事件としては、本当に驚きましたけれども、元厚生事務次官とその家族を襲い逮捕された容疑者が柳井市出身であった連続殺傷事件をはじめ、大阪府で立て続けに起きた飲酒運転による引きずりひき逃げ事件など、身勝手な理由での事件も続発をいたしております。



特に、最近大人の責任やモラルの欠如による事件が、日常茶飯事的に発生をいたしております。こうした中であって、家庭や家族のあり方をはじめ長い間連綿として受け継がれてきた日本の道徳感や価値観、また行動規範といったものが次々と失われていることに強い危機感を覚える1人です。

暗いニュースが多い中で、明るい話題に少し触れてみたいと思います。

今年のノーベル賞が10月上旬に発表され、ノーベル物理学賞、化学賞に日本から4人が選ばれました。特に、物理学賞は3人で、日本人の共同受賞は初めての快挙となっております。これで、日本人の受賞者は16人ということですが、今後ともいろんな分野で日本人の活躍を期待したいと思っております。

町においては、秋の叙勲、褒章、大臣表彰や感謝状、知事表彰など各分野で多くの個人や団体が受賞されておられますが、長年にわたって地域社会に御尽力をいただいた功績が評価されたものでありまして、町としても大変大きな荣誉であり、心からお祝いを申し上げ、今後の御活躍をお祈り申し上げたいと思います。

また、町の話題におきましては、秋の盛りだくさんの行事やイベントが開催をされました。特に公民館単位での地域のふれあい祭りは地域の元気と結束力を感じたところであります。

駅伝大会も今年は50回を迎え、歴史ある大会として例年になく45チームの出場があり、盛り上がりのある大会となりました。来年もたくさんのチームの参加を期待したいと思っております。

また、11月には高校生の司会による手づくりの青少年健全育成推進大会が開催をされ、この中で小・中・高校生の「少年の主張」の発表がありました。発表の内容は、平生町の未来のことをはじめ、環境、命、そして感謝することなど、どの発表もすばらしく本当に感銘を受けました。我々大人が次の世代に胸を張って引きついでもらえるような社会にしていかなければいけないと、つくづく感じたところであります。

それでは、9月定例会以降の諸般のことを中心に、行政報告として触れてみたいと思います。

まず、協働のまちづくりの一環といたしまして、今年度第2回目となる行政協力員会議を11月の中旬に町内5会場で実施をいたしました。秋の会議は、主に行政協力員の皆さんからの御意見や質問をお聞きすることを中心に開催しておりますが、こうした意見等も十分踏まえながら、町政に反映させていきたいと考えております。

次に、安全・安心の取り組みにつきまして、4点ほど御報告をいたします。

自主防災組織主催の訓練として、初めての取り組みではありますが、11月7日、曽根地区の自主防災組織主催による合同防災訓練が約170名の方々の参加のもとに、行われたところであります。

災害に対応するには、よく「自助」「共助」「公助」と言われておりますが、災害が起きた場合は、まず機能すべきは地域に住む住民同士で助け合っていく共助の精神であります。このことは、あの阪神淡路大震災のときに大きな力となったことは御承知のとおりであります。

2年後には、県の総合防災訓練が平生町の引き受けで行われる予定になっておりますが、本町としても引き続き自主防災組織の設立の推進と防災訓練による地域防災力の向上に取り組んでいきたいと考えております。

地域医療につきましては、柳井地域の休日夜間応急診療所を開設して早いもので1年を経過することになりました。昨年の12月から今年の11月末で、休日昼間の全受診者数は2,459名、平日夜間における受診者数は909名となっております。あわせて3,368名の受診者のうち、15歳以下は1,435名、率にして42.6%という状況となっております。

周東病院の小児科医師につきましては、来年の3月末で2年間の派遣期間が参りますので、この解決に向けて引き続き病院関係者、医師会、行政等の関係機関が連携を図り取り組んでいるところでありまして、さきに知事に対する要望の際も地域にとって重要課題として小児科医師の確保等、地域医療の充実について私からも強く要望したところであります。

次に、県内の警察署の再編整備計画について御報告申し上げます。

来年度から平生署を含む4署を廃止する再編計画の発表があったところであります。平生署は柳井署に統合し、幹部交番としての計画となっております。今後、平生町としても注視をしていきたいと考えておりますが、当然地域の安全・安心体制が揺らぐことがないように、県警本部に対しても強く求めているところであります。

次に、地域活性化の取り組みについて触れたいと思います。

風力発電につきましては、既に大星山山頂で1基稼働している風力発電所に続き、新たに6基の風力発電所が平生風力開発株式会社により大星山周辺の室津半島スカイライン沿いに建設をされたところであります。

現在、風車の周辺整備やスカイラインの補修工事等を行っておりまして、今後、年末から年明けにかけて、送電線の接続などの電気工事、風車の点検、試運転、諸検査を行った後、来年4月から運転開始となる予定であります。

本町といたしましては、現在の地球温暖化防止対策や環境対策の取り組みをはじめ、税収面や観光面からも期待をいたしておるところでありまして、それらを活用したまちづくりへとつなげていきたいと考えております。

次に、行財政につきましては、2点ほど報告を申し上げます。

自治体財政健全化法についてであります。県は県と県内20市町の健全化判断比率を公表いたしました。これは、自治体の財政破綻を未然に防ぐとともに悪化した団体に対し早期に健全化

を促すため平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定をされ、平成19年度決算から健全化判断比率の4指標及び公営企業会計の資金不足比率の算定と、監査委員の審査及び議会報告と公表が義務づけられたところによるものであります。

平生町の会計においては、すべての指標において国が定める基準数値以下となっておりますが、算定されました数値が基準を上回る場合には財政健全化計画または財政再生計画を策定する義務が生ずるものでありまして、今後も健全財政に向けた取り組みを進めていきたいと思っております。

来年度予算につきましては、11月17日の課長会議で予算編成方針を指示をし、あわせて財政状況の説明を行ったところであります。これまで、緊急平生町行財政改革プログラムや第四次行政改革大綱の実践により、平成17年度から50億円を下回る予算編成となっておりますが、平成21年度予算におきましても厳しい財政状況であることを強く認識をし、持続可能な財政構造を構築することを目標として予算編成に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、雇用促進住宅について触れたいと思います。

雇用促進住宅については、国において譲渡・廃止の方針が打ち出されてありまして、平生町においても今年2月にこの雇用促進住宅を管理運営している独立行政法人雇用能力開発機構より、平生、大野の2カ所の宿舎についての譲渡・廃止時期等の通知があったところであります。

内容は、23年度までの廃止予定住宅ということで、平生町として譲渡規模の回答を20年度末までとすることと、また民間においても売却が不調の場合は住宅廃止となるということであります。町としても協議を進め、議会へも逐次報告をしてきたところでありますが、現在町の厳しい財政状況の中で購入資金計画を立てることは極めて困難な状況でありまして、今後の対応につきましては引き続き議会の皆さんとも十分御協議を申し上げながら、総合的に判断をしていきたいと考えております。

次に、裁判員制度であります。来年の5月21日の裁判員制度開始に向け、最高裁は11月28日に各地裁の裁判員候補者名簿に載ったことを知らせる通知書を全国に一括発送いたしております。平生町においては、23名の方に通知されたところであります。

全国でこの通知による問い合わせが多くあったことが報道されていましたが、新たな制度でありまして、不安を持つ方々がおられるのは当然だろうと思っております。町としても、今までにも広報等でお知らせをしておりましたが、国においてもしっかりPRに努めてもらいたいと考えております。

行政報告の最後になりますが、上関原子力発電所建設計画について御報告申し上げます。

現在、上関町で建設計画が進められている上関原子力発電所につきましては、山口県が10月22日に事業者に対し、建設用地造成のための公有水面埋立免許の交付を行ったところであります。

す。また、その他の許認可についても、事業者において順次手続きが進められているところであり、ります。

中国電力は今年度中に埋め立てに着手をし、国に対して原子炉設置許可申請を行うとの方針がありますが、本町といたしましては隣町、上関町の政策選択と山口県の判断を尊重していくというスタンスでありまして、安全面については磐石の対応をお願いをしていきたいと考えております。

今後、周辺市町への電源立地に伴う諸般の事務的な手続きも具体化してくると思いますが、陸域の隣接町として適切に対処してまいりたいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。

次に、国の地方財政に対する姿勢について、わかる範囲で触れたいと思います。

国の平成21年度予算については、閣議決定をされました「経済財政改革の基本方針2008」において、歳入・歳出の一体改革を徹底して進め、財政健全化の努力を今後も継続していくとしておりまして、地方財政においても国と同様、引き続き歳出規模を抑制するとしてしております。

しかしながら、12月はじめ、臨時閣議で世界的な金融危機という厳しい認識を表明し、景気に配慮し「状況に応じて果敢な対応を起動的かつ弾力的に行う」というふうにいたしまして、小泉政権以来の歳出削減路線を転換することで現在調整がされているところであります。

一方、地方においては、景気の低迷や株価の下落などの影響で地方税収や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化する中で、社会保障関係経費などの歳出の増加により大幅な財源不足が生じているところであります。

こうした中、国においては道路特定財源に関する基本方針に基づき、道路特定財源制度については平成21年度から一般財源化する予定になっておりますが、結局、約7,000億円の臨時交付金にかえて、道路整備を中心とする公共事業に用途を限った1兆円規模の「地域活力基盤創造交付金」を創設することとなりました。

そこで、首相が指示をしておりました「地方が自由に使える財源」いわゆる地方交付税の増額についてであります。交付税は予算編成課程で増額する方針となっているようでありまして、今後とも政府与党のギリギリの調整が続いていきそうであります。

この点は、地方交付税の概算要求段階では交付税及び譲与税配分特別会計の歳出額は、昨年度と比較すると3.9%の減額となっており、地方財政への影響が懸念されておりましただけに、その上積みも期待をされているところであります。

国の税収につきましては、財務省は「景気の状態がさらに厳しくなる可能性があり、法人税を中心に落ち込みが見込まれる」とし、一般会計における税収の下振れは6兆円台後半になるとの見通しで、国債発行も33兆円規模になるのではと、懸念を強めているところであります。

11月下旬の全国町村長大会では、マスコミ等で既に報じられておりますように、特に道州制については「今の構想では地域間格差は解消しない。むしろ、強制合併につながり、新たな中央集権体制が生まれる」として反対していく特別決議を行ったところであります。

同時に、三位一体改革によって削減された地方交付税についても、その復元と増額を求めていくことを確認したところであります。

今後も、国に対して、実行性のある経済対策と来年度予算編成での財源確保を強く求めていきたいと考えております。

それでは、議事日程に従いまして、補正予算8件、条例7件、事件4件の議案につきまして御説明させていただきます。

議案第1号平成20年度平生町一般会計補正予算であります。今回の補正額は歳入歳出それぞれ2,616万4,000円の増額でありまして、予算総額は47億8,002万6,000円となるものであります。

初めに、今回の12月補正予算の中で給料、職員手当、共済費及び退職手当業務負担金などの人件費につきましては、本年4月及び10月の人事異動に伴うものでありまして、それぞれの費目や各特別会計において計上いたしておりますので、その都度の説明は省略させていただきたいと思っております。

それでは、歳出の主なものを費目順に御説明申し上げます。

歳出につきましては、13ページからであります。14ページの一般管理費の救急医療用の備品購入につきましては、国の経済対策による安心実現のための緊急総合対策による地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の活用事業でありましてAEDを5台購入し、3カ所の保育園と平生幼稚園及び中央児童館に配置するものであります。

これにより、学校をはじめとして、幼児・児童・生徒が利用する町内の施設すべてに配置が終了するものであります。

財産管理費の自動車の備品購入につきましては、同じく地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の活用事業でありまして、環境対策としてエコカーのワゴン車を購入するものであります。

17ページの山口県知事選挙費は、精算による補正であります。

18ページの統計調査総務費は、県委託金の確定に伴う補正であります。

それから、20ページの老人福祉総務費におきましては、扶助費の老人保護措置費は養護老人ホームの入所者の実績により減額をするものであります。

また、介護用品支給事業費につきましては、利用件数の増加により増額するものであります。

介護保険事業勘定特別会計への繰出金につきましては、主に人事異動に伴う職員給与費の増額であります。

21ページの児童環境づくり推進事業費では、来年度策定予定の次世代育成支援行動計画について、今年度において事前調査を実施するための委託料を増額補正するものであります。また、2カ年計画で次世代育成支援行動計画を策定するため、債務負担行為を設定をいたしております。

保育所運営費では、法人保育園保育業務について入所園児数が見込みを上回ることから追加いたしましたものであります。

22ページの母子衛生費では、不妊治療費助成事業におきまして利用者の増加により増額するものであります。

飛びまして、27ページの砂防費では、県営事業の上殿地区の急傾斜地自然災害防止事業の拡充により負担金が増額となるものであります。

28ページの下水道整備費では、下水道特別会計におきまして人事異動に伴う職員人件費の減額と、受益者負担金の増額により繰出金を減額補正するものであります。

29ページの小学校費の学校管理費では、平生小学校普通教室棟の耐力度調査の委託料を計上いたしております。これは、先ほど説明をいたしました地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の活用事業として、来年度に予定をしておりました事業を前倒しをして実施をするものであります。

30ページの中学校費の学校管理費では、平生中学校の普通教室棟の耐震二次診断の委託料を計上いたしております。これも、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の活用事業として来年度に予定をしておりました事業を前倒しをして実施をするものであります。

33ページの上水道企業費においては、柳井地域広域水道企業団の借換債発行により補助金を減額補正するものであります。

また、水道料金低減対策事業におきましては、県補助金の水価安定事業費の増額に伴い田布施・平生水道企業団への補助金を増額するものであります。

渡船事業費におきましては、県補助金の19年度の精算交付額と燃料費の増加により増額補正するものであります。

簡易水道事業費では、簡易水道事業特別会計の修繕料の増額により繰出金を増額補正するものであります。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

前に戻りまして、8ページでございます。町たばこ税であります。実績に基づき減額補正をいたすものであります。

地方税等減収補てん臨時交付金におきましては、本年4月の暫定税率の失効期間による自動車取得税交付金と地方道路譲与税の減収補てん措置による臨時交付金を計上いたしております。

地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金は、平成20年8月29日に決定した安心実現のた

めの緊急総合対策において創設された交付金を計上いたしております。国の予算総額260億円を普通交付税の算定に用いた地方再生対策費算定額や財政力指数などに基づいて算定をされ、配分額として交付されるものであります。

9ページの地方交付税につきましては、地方税等減収補てん臨時交付金の創設に伴い普通交付税の基準財政収入額の再算定が行われたことによる追加交付分を計上いたしております。

11ページにかけましての国庫支出金や県支出金につきましては、歳出で御説明いたしました各事業に伴う特定財源であります。それぞれ確定や見込みによりまして増額あるいは減額をいたすものであります。

12ページの財政基金繰入金につきましては、特定財源を除き必要額を取り崩して財源充当をいたすものであります。

町債につきましては、歳出で御説明いたしましたように、自然災害防止事業の県負担金の増加に伴う追加であります。

以上、最初に申し上げましたように、今回の補正額は歳入歳出それぞれ2,616万4,000円を増額いたしまして、予算総額は47億8,002万6,000円となるものであります。

なお、34ページから38ページに給与費明細書を、39ページには債務負担行為に関する調書及び40ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第2号平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

歳出から9ページであります。10ページの賦課徴収費の委託料でございますが、20年度の税制改正に伴う電算システムの改修経費を計上いたしております。当初において、改正内容が未確定であった部分に対応するためのものであります。

11ページにかけましての保険給付費につきましては、実績見込みによりましてそれぞれ増額をいたすものであります。

12ページから13ページの各拠出金につきましては、それぞれ確定見込みによりまして増額あるいは減額をするものであります。

前に戻りまして、6ページからの歳入でございますが、国民健康保険税につきましてはそれぞれ実績に基づきまして増額あるいは減額いたすものであります。

7ページにかけましての国庫支出金と療養給付費交付金につきましても、見込みや確定に伴う補正であります。

前期高齢者交付金につきましては、制度施行直前での改定により配分額が増額いたすものであります。

以上、今回の補正額は4,767万8,000円の増額でありまして、予算総額は15億507万3,000円となるものであります。

続きまして、議案第3号平成20年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

歳出につきまして、7ページであります。佐合配水池の受水槽水位指示計などの点検取替修理の費用として修繕料を計上いたしております。

歳入につきましては、6ページであります。一般会計からの繰入金を充当いたすものであります。

以上、今回の補正額は62万7,000円の増額でありまして、予算総額は5,703万円となるものであります。

続きまして、議案第4号平成20年度平生町下水道事業特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

歳出につきましては、7ページからであります。受益者負担金の収納額の増加に伴う受益者負担金納期前納付報奨金の増額と上下水道料金システム改修等調査業務の増額及び人事異動に伴う職員人件費の減額が主なものであります。

歳入につきましては、6ページであります。受益者負担金によりましては実績と今後の見込みによりまして追加いたしますほか、人件費の減額に伴いまして繰入金を減額するものであります。

以上、今回の補正額は611万9,000円の減額でありまして、予算総額は6億7,419万7,000円となるものであります。

続きまして、議案第5号平成20年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

歳出につきましては、7ページでございますが、人事異動に伴う人件費の増額であります。

6ページの歳入でございますが、人件費の増額に伴いまして繰入金を追加計上するものであります。

以上、今回の補正額は54万1,000円の増額でありまして、予算総額は6,682万8,000円となるものであります。

続きまして、議案第6号平成20年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

歳出につきましては、7ページでございますが、平成21年度より要介護認定の基準が変更となることから、介護認定審査会システムのプログラム改修経費を計上いたしております。

6ページの歳入でございますが、構成町の田布施町と上関町からの負担金と介護保険事業勘定



特別会計からの繰入金を増額いたすものであります。

以上、今回の補正額は419万8,000円の増額でありまして、予算総額は3,398万4,000円となるものであります。

続きまして、議案第7号平成20年度介護保険事業勘定特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

歳出につきましては、9ページから13ページであります。主に10ページの保険給付費の介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費を実績と今後の見込みによりまして、同額を増減させるものであります。

11ページの高額介護サービス費は、実績と見込みによりまして減額をいたすものであります。

13ページの介護予防事業費の介護予防特定高齢者施策事業費と介護予防一般高齢者施策事業費につきましては、実績と利用者見込みによりまして減額するものであります。

前に戻りまして、6ページの歳入であります。介護保険料を実績と今後の見込みによりまして増額するものであります。

国庫負担金につきましては、給付費全体で在宅サービスの利用者見込み数が増加するため、介護給付費負担金を増額するものであります。

7ページの国庫補助金と支払い基金交付金の地域支援事業交付金の減額は、保険給付費の減額に伴うものであります。

8ページの一般会計繰入金を増額は、人事異動に伴う職員給与費の増額と熊南地域介護認定審査会特別会計への繰出金の増額に伴うものであります。

以上、今回の補正額は300万7,000円の増額でありまして、予算総額は9億8,387万3,000円となるものであります。

続きまして、議案第8号平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

歳出につきましては、7ページでございますが、保険料の特別対策に伴う保険料減額者の納付書作成業務の委託料を増額いたしておりますほか、保険料収入の減額に伴いまして後期高齢者医療保険料分の負担金を減額いたしております。

歳入につきましては、6ページでございますが、後期高齢者医療保険料につきましては、平成20年6月に決定された保険料の見直しにより低所得者の保険料を軽減する特別対策が実施されたことによりまして減額するものであります。

一般会計繰入金につきましては、委託料の増額に伴いまして同額を繰り入れるものであります。

以上、今回の補正額は1,206万9,000円の減額となるもので、予算総額は1億7,577万7,000円となるものであります。

以上をもちまして、予算8件の議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第9号平生町課制条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

組織、機構の簡素・効率化につきましては、第四次行革大綱の基本方針に基づき、あらゆる角度からそのあり方について検討を重ねてまいりましたが、地方自治体を取り巻く環境が激変する状況のもとであることを考慮し、平成22年度から始まる「第五次行政改革大綱」の中で整理をしていくことが現状においては最良の策であるとの結論に至りました。

しかしながら、直面するいろんな行政課題あるいは業務上の課題に早急に対応していくことが必要であり、事務分掌の整理とそれに伴う体制の整備が必要となっております。本条例におきましては、これらの諸課題に対応するため、現行の総務課及び企画課を総務課及び総合政策課とし、総務課を4班、総合政策課を2班、税務課を2班に再編していくことといたしておるものであります。

続きまして、議案第10号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第11号平生町職員定数条例の一部を改正する条例について、一括して御説明申し上げます。

平成18年6月に、公益法人制度改革三法が公布されました。これらの法律は、従来の公益法人制度の主務官庁制による弊害や設立許可を受けるための規制の多さなど、現在のように多種多様な民間の団体が公益的または非営利的な役割を担おうとしているとき、社会情勢に合わなくなったとの理由により公布されたものであります。民法が公益法人制度を設けて以来、最大の改正となるものであります。

新制度の柱となる三法は、1つは一般社団法人及び一般財団法人の設立、組織、運営及び管理にかかわる事項を定めた「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、これが1つ、それから公益社団法人及び公益財団法人の認定及び事業の適正な実施を定めた「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」、これが2つ、これらの法律の施行に伴い、関係法律の整備等のために定められた「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、これが3つでありまして、特にこの整備法、最後の3つ目の法、整備法では、民法をはじめとする約300の関係法律規定の整備等がなされるものであります。

この法律の225条の規定によりまして、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正では、職員の派遣先団体にかかわる規定が改められ、当該法令を根拠法とする本町の公益法人等への職員の派遣等に関する条例につきましても、字句等の整理の必要が生じたものであります。

また、当該条例を引用する平生町職員定数条例の規定につきましても、あわせて改めるもので

あります。

続きまして、議案第12号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

平成21年1月より産科医療補償制度が発足することに伴い、健康保険法の出産育児一時金が同日より38万円に引き上げられます。このため、当該金額との均衡を図る意味から、本町の国民健康保険においても、同時期より出産育児一時金を38万円に引き上げるべく条例改正を行うものであります。

なお、運用に当たっては、産科医療補償制度に加入する医療機関での出産である場合に限り38万円への引き上げを行い、未加入医療機関での出産については据え置くこととなっております。規則に基づき加算する旨の規定を設けるものであります。

続きまして、議案第13号平生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

今回の改正は、し尿収集手数料の改定に関するものであります。し尿収集手数料につきましては平成8年9月以来12年間据え置いております。この間、業者も内部経費の圧縮等でいろいろ経営努力をしてみたいようではありますが、最近の経済情勢を背景に、このたび町に対し料金改定の要望がなされたところであります。

柳井市におかれましては平成21年1月1日から、上関町は21年4月1日から36リットル当たり450円の料金改定を予定しているところであります。本町におきましても、いろいろ協議検討してまいりましたが、従来より近隣市町との歩調を合わせてきた経緯もあることから、21年4月1日より36リットル当たり450円に改定をいたすものであります。

続きまして、議案第14号平生町営住宅条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本条例につきましては、今後解体を予定をいたしております下横住宅1戸を用途廃止するもの及び公営住宅法施行令の改正を受け、町営住宅への入居条件や家賃制度を改正するものであります。

公営住宅への入居収入基準は、平成8年に政令月収20万円に設定されて以来、10年以上見直しが行われていない状況であります。その間、世帯所得の変化や高齢者世帯の増加等に伴い、入居収入基準が徐々に社会情勢に合わなくなってきておりまして、その結果、対象者が増加することになり、全国的に公営住宅への応募倍率が上昇し、住宅に困窮する入居希望者が入居できない状況が出てきたところであります。

このたび、政令月収を15万8,000円に改定することで、低所得者層の住宅困窮者に対して公営住宅を公平、的確に供給することができるように措置をするものであります。

続きまして、議案第15号平生町下水道条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

平生町下水道条例の一部改正につきましては、上下水道の使用料徴収の一元化に伴う算定方法の変更や下水道法等の改正に伴う条例改正をお願いをするものであります。

上下水道使用料徴収事務の一元化につきましては、議案第18号の項において説明させていただきますが、一元化以降の使用料算定につきまして、田布施・平生水道企業団の給水条例との均衡を図るとの考えから料金の端数処理及び中途使用の取り扱いについて所要の改正を行うものであります。

法令等の改正に伴うものにつきましては、主に水質規制の対象項目の追加等を行うものであります。

続きまして、議案第16号柳井地区広域事務組合の解散に関する協議について及び議案第17号柳井地区広域事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、一括して御説明申し上げます。

柳井地区広域事務組合につきましては、柳井地区広域圏が平成4年9月に「ふるさと市町村圏」の選定を受けたことに伴い、同年11月に旧柳井市、旧大島郡4町、旧大畠町、上関町及び平生町の1市7町で構成する一部事務組合として設立されたものであります。

自来、ふるさと市町村圏基金の運用益を活用して、視聴覚ライブラリー推進事業、広域観光宣伝事業、広域圏職員研修事業等を実施してまいりましたが、そのほとんどの事業について所期の目的を達成している状況にあります。

また、国、地方を通じた厳しい財政状況が続く中、現在の構成市町であります柳井市、周防大島町、上関町、平生町の1市3町におきましても積極的に行財政改革に取り組んでおり、組合としても行財政運営のスリム化、効率化が求められていることから、平成21年3月31日をもって組合の解散を予定しているものであります。

解散に伴う財産処分につきましては、ふるさと振興基金につきましては出資をした額の割合に応じて関係市町におのおの帰属させ、職員退職手当基金につきましては協定派遣をいたしました柳井市に帰属させ、物品の自動車につきましては周防大島町に帰属させることといたしております。

一部事務組合の解散並びに解散に伴う財政処分につきましては、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第18号田布施・平生水道事業企業団規約の変更について、御説明申し上げます。

田布施・平生水道企業団では、昭和43年に上水道事業の共同処理を目的として一部事務組合

として設立されたものであります。このたびの規約改正は、使用者の利便性の向上や事務の効率化を目的として、現在平生町・田布施町が個別に行っている下水道使用料の徴収を上水道使用料の徴収と一括して行うことができるよう、共同処理の内容を変更するものであります。

一部事務組合の規約変更につきましては、地方自治法第290条の規定により議会の議決が必要となりますので議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第19号平成20年度佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事（第1工区）の工事請負契約の変更について、御説明申し上げます。

本工事請負契約の変更につきましては、平成20年7月24日に御議決をいただき、翌日に契約を締結をしました平成20年度佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事（第1工区）の工事請負契約に係る完成期日の変更を行うものであります。

変更の主な理由といたしましては、護岸工の工法変更によるもので、当初は既設護岸の前面を高強度フレキ板及びその内側にグラウトを注入する補修工法を採用しておりましたが、グラウトを注入する際、閉塞したひび割れが多く、グラウトを既設護岸にすべて充填するためには追加費用が発生し、別工法との経済比較で逆転現象が起きてまいりました。そのため、県及び水産庁と協議を行った結果、護岸工を張コンクリート式で既設護岸を撤去する工法へと変更することで協議が整いました。

以上の工法変更により、県及び水産庁との協議・手続きに不測の日数を要したため、今回工期の延伸を行う必要が生じ、完成期日を平成21年1月21日から平成21年3月19日に変更するものであります。

工事予定価格が5,000万円を超える工事の変更契約になりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の御議決をお願いするものであります。

なお、工事の図面を議案に添付いたしておりますので、審議の際、御参考に供していただきたいと思っております。

以上をもちまして、本日御提案を申し上げました議案の説明を終えさせていただきたいと思っております。

なお、不明な点もあらうと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただき、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（田中 稔君） これをもって、行政報告及び提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩に入りたいと思っております。

10時5分から再開いたしたいと思っております。

午前9時54分休憩

午前10時05分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

日程第24．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（田中 稔君） 日程第24、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。  
まず、一般質問を行います。

質問の通告順により、順次発言を許します。 淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） では、通告書に従って質問をいたします。

まず初めに、国民健康保険資格証明書の発行についての質問をいたします。

現在の国民健康保険では、保険料を1年以上滞納している世帯から保険証を取り上げ、かわりに資格証明書を発行することを市町村に義務づけております。資格証明書では保険はきかず、医療機関の窓口でかかった医療費を全額支払わなければなりません。これは皆さんもよく御承知のとおりと思います。

しかし、この資格証明書は受診抑制や治療中断など問題が深刻化しているところでございます。国保証の取り上げ、資格証明書の発行は、1997年の国保法改悪で市町村に義務づけられて以降、大幅に増えております。

しかし、災害や病気、失業など、特別な事情がある人は対象外で、自治体の裁量で特別な事情の範囲を広げることも可能となっております。

このため、機械的に資格証明書を発行する自治体がある一方で、発行をとりやめる自治体も広がっております。厚労省が初めて公表した資格証明書の発行に関する調査では、これはこの10月30日の報道ですが、資格証明書を発行をしていない自治体は全国で551自治体に上っております。これは全体の1,798自治体の約3割を占めております。内訳は、市が104、町が311、村が135、広域連合が1となっております。

私は、悪質滞納者は別として、町民の命と健康を奪う国保証の取り上げは直ちにやめるべきだと思いますが、当町の考え方をお伺いをいたします。

次に、子供の無保険証問題についてですが、これはきょうの新聞報道で中学生以下の子供に対し来年の4月から6カ月の短期保険証を交付し、無保険を救済することになっております。これは、親が国民健康保険の保険料滞納により、保険証を取り上げられ、無保険状態になっている中学生以下の子供が全国で約3万3,000人に上ることが大問題となったことによるものと、私は思っております。

子供の無保険証という問題は、子供たちには何の責任もございません。保険証がないために病院にかかれず、手遅れになるようなことがあれば大問題だと思います。

平生町内では、子供さんのいる家庭への資格証明書は発行されていないと聞いておりますが、今国の方針では短期保険証で対応しようとしております。私は、通常の保険証の対応も考えられると思います。これは子供さんに対してですが、通常の保険証の対応も考えられると思います。

その辺で当町の方針といえますか、考え方を少しお聞かせいただきたいと思います。

よろしく願いをいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 国民健康保険の資格証明書についての御質問でございます。

議員、御指摘のように、最初に資格証明の発行について、発行してないところもある、一体本町の対応はどうかということで御質問をいただきました。

御指摘のように平成12年度の法改正でそれぞれ義務化がされたということでございまして、それを受けて本町の場合も、負担の公平を図る観点からもこの資格証明の交付は実施をいたしております。

ただし、運用について、非常にできるだけこういった資格証明を発行しなくて済むように、きめ細かい対応をさせていただいております。

今、ちなみに現時点で対象世帯、世帯でいきますから、対象世帯が12世帯、平生町ではございます。そのうちの約半分が実際にはもう町内にいらっしやらない不在の方というふうに聞いております。ほとんどが再三の催告や納付相談等のいろんな接触をする機会を図りながらもどうしても応じていただけない、継続的な滞納状態にある世帯という状況でございます。

現実的に、こういった町の場合はただ1年間払わなければすぐ取り上げるといような機械的な適用というものは実施をしていませんし、するつもりもありません。そういった納税者とのしつかり、滞納される場合は、もちろん文書、電話、あるいは訪問、こういった接触機会をしつかり持って、いろんな納税の相談あるいは分納の誓約、こういったものをしっかりと協議をしながら被保険者証の返還や資格証明書の交付に至らしめないような努力をしておるといのが今日の現状です。

したがって、もちろん悪質な滞納者については、これはこういう時代でありますし、収納率をしっかりと上げていかなければいけない立場もありますから、それにはきちっと対応してまいります。今ありましたように、そういったいろいろ事情がある世帯についてはできるだけきめの細かい対応をしながら、そういった資格証明を発行しなくて済むような状況をしっかりと努めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

現状については、そういうことであります。

それから、今回の中学生以下の無保険、子供の無保険証ということで、今御指摘がありましたように、全国でも3万人を超えるような子供の無保険の状況があると。どうしても、世帯で出さずもんですから、親がそういうことで資格証明ということになると子供も病院にかかろうにもかかれないような状況で大変大きな社会問題になっておりまして、我々もぜひそういった今ありましたように、まさに子供にそういった責任はないじゃないかという議論、これは国会でも当然やっぱり取り上げられたわけでありまして、ちょうどきのうの衆議院の厚生労働委員会でこの中学生以下については短期の被保険者証で対応していこうということで、全会一致で決定されたということで、大変今国会が御承知のように非常に対立状況がいろいろある中で、こうした問題で与野党が合意できたというのは私は評価しているんじゃないかなあというふうに思っておりまして、こうした、あくまでもしたがってその世帯単位であるところの例外措置としてそういった子供についてはということでございますから、通常の保険証ということにはなかなかいかないのではないかと思えますけれども、そういった本町では当然先ほど言いましたように、しっかり実態を把握しながらやっておりますから、対象者となる子供もいません。

これから、そういうことがないように、その辺についても十分対応していきたいと考えておるところであります。

議長（田中 稔君） 淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） では、再質問をさせていただきます。

今町長の答弁で、機械的な方法で資格証明書は出さないと、こういう答弁をいただきました。これはぜひ続けていっていただきたいと思えます。

それで、次に、資格証明書というよりは、私は滞納者に対して短期保険証の発行で粘り強く対応していき、またこれも保険料を支払っていただく、こういう方法が最善の方法ではないかと今考えております。

町長に、さっき申しましたように、悪質滞納者、これは別ですよ。悪質滞納者は別にして、町民の命と暮らしを守る独自の努力をして、資格証明書の発行ゼロではなくても、最小限に抑えていく。今、こういうことが各自治体で行われていると聞いております。

この辺のところを今からそうしていかれるかどうか、その方針そのものをどう考えておられるか、ちょっとひとつよろしくお願いをいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

現状においてもそういう形でできるだけ短期被保険者証でカバーしていけるようにということのきめの細かい相談体制、そういうものを通じてそういう形でやっておりますし、これからもその方針は堅持をしていきたいというふうに思っております。



議長（田中 稔君） 瀧上正博議員。

議員（5番 瀧上 正博君） では、今町長が申されましたことを、ひとつどうぞよろしくこれからも続けていっていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

次は、全国学力テスト調査結果の公表ということで質問をさせていただきます。

4月の全国学力調査で各地で広がりつつある学力テストの公表についてお伺いをいたします。

学力テストの実施要領は、序列化や過度な競争につながらないように、十分配慮する。また、市町村名、学校名を明らかにした公表は行わない。このように明記をされております。

ところが、今回鳥取県の南部町は4月2日に学校別成績を公表し、大阪府の橋下知事も同16日に予算の裏づけにするためという口実で、府の教育委員会から知事に出させた市町村別テストの結果を部分的に開示をしております。

山口県においても県内公立校の得点分布の一部が県議会で公表をされております。ただし、市町村名や学校名は明らかにしておりません。県の教育委員会は、序列化や混乱がない範囲での公表だと説明をしております。一方、二井知事は学力テストの結果について、今の段階で学校別に発表するということは好ましくないと断った上で、もう少し県内の状況を具体的にわかるようなものは、県段階でも公表すべきではないか、その辺は県の教育委員会にも思いは伝えてあると、このように述べているところでございます。

私は、現場がこれほど混乱・矛盾を起こしている全国学力テストはもうやめるべきだと思いますし、また公表については実施要領どおりにすべきと思います。

この点について、当町の考え方、また方針はどのようになっているか、お伺いをいたします。

議長（田中 稔君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいまの全国学力テストの公表についての御質問でございますが、ちょっと背景あたりから申し上げたいと思いますが、20年度学力テストについてはことしの4月22日に実施されまして、結果につきましては8月末に発表されたところでございます。

さらに、来年度、21年度につきましても既に4月21日に実施をするという日程まで決まっておるといのが現在私どもが把握しておる状況でございます。

この学力調査の意義・目的につきましては、国の施策に反映させると同時に現場での指導に生かすということで、義務教育における機会均等や全国的な教育水準の維持向上の観点から各地域等におけます教育水準の達成状況をきめ細かくまた適切に把握するために学力テストを行って、機会均等や教育水準が確保されているかどうかをきめ細かく適切に把握することが可能となるという一つの目的を持っておるものでもございます。

また、学校における教育条件の整備状況や意識調査等の実施による児童生徒の学習意欲、生活

面や学習環境等についての状況を把握することで、学力との相関関係等を多面的に把握分析することによって、これまでに実施されてきました教育及び教育施策の成果と問題など、その結果の検証を国の責任で行うという大きな目的がございます。

公表については先ほど淵上議員さんの方から国の考え方を申されましたので、改めて申すまでもございませんけど、本町の教育委員会としての対応については国の実施要領に基づいて対応をしてきておるところでございます。

その取り扱いでございますけど、本町教育委員会としては結果の公表はしておりません。その理由といたしましては、市町村はみずからの町の結果公表はできるということになっておりますけど、学校数が少ない、小学校2校、中学校1校ということでございますから、町の結果そのものがそのまま学校の結果となるということが見えるわけでございます。

また、公表することで点数至上主義になってはいけないということの判断によるものでございます。学校における考え方でございますけど、どうしてもその年年によりましてどうしても児童の能力的な差はございます。公表することで逆に意欲がなくなるといことがあってはいけないということと、公表することで学校間の競争になってもいけないと、学力テストの点を上げるための授業になってはいけないというふうに学校も考えておるところでございます。

今後につきまして、今議員さんの方からございましたように、全国各地でいろいろ公表ということがニュースが伝わってきております。全国で40%の自治体において何らかの形で公表されとるといのが、この20年度のテストの公表の結果でございますが、文部科学省におきましてもそういった各自治体の調査をしております。そういうものを来年度実施の学力テストの実施要領の作成の参考に資するという動きはございます。

こういった国の考え方、県の考え方、そういったことも踏まえて対応していくといいますが、実施要領に基づいた、当然その実施要領を承知しての学力テストの参加でございますから、実施要領に基づいた対応ということでしか今の時点では申し上げることはできないと思っております。

繰り返しということになりますけど、この学力テストの結果につきましては今後の授業改善に生かしていくということが大きな目的ということも考えておりますし、公表することで学校の序列化につながったり、また点をとるための教育になってはならないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（田中 稔君） 淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） では、再質問をさせていただきます。

全国の一斉学力テストは2006年度準備事業として21億円、07年度に60億円、08年度に62億円をかけて全国の小学校6年生、中学校3年生の児童生徒約230万人を対象に実施

をされております。

政府は今後も、今教育長が申されましたように毎年継続をするとしていますが、自民党の中には無駄遣い撲滅プロジェクトチームと、こういうチームがあるそうです。これには、13人の評価者がいると私は聞いております。このプロジェクトチームによりますと、学力テストについて評価者からは「なぜ全員に対する調査を毎年やらなければならないのか。例えば5年に1度の知見として、その間はサンプル調査としたらどうか」と。サンプル調査にしてコスト削減をすべきである、各児童生徒の学力は学校や各自治体レベルで把握すれば十分、こういう意見が出ているそうです。

この評価者の13人のうち、9人までが、今のままなら不要としております。私も多額の税金を使い、無駄遣いの典型だと思っておりますが、この点についてはどうお考えでしょうか。

議長（田中 稔君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 一昨年からのテストが行われて、準備を含めて行われてきておる費用の発言がございましたが、やはり全国一律ということになりますとかなりの経費を要するという事は、その金額を耳にするだけで大変なものだなという気はしております。

しかし、毎年継続という言葉がございましたけど、今の時点では来年度までは決まっておりますが、再来年度についてはそういう情報には全く接しておりません。文部科学省としても3年間実施することによって、そのあたりの検証というのはしてくれるのではないかなというふうにも思っておりますし、山口県の結果公表ということで、かなり小学校については定位に位置しているという結果が出ております。

そういう意味で、県教委含めて現場サイドもやはり子供の学力向上については今一生懸命取り組んでおるところでございますから、この1年間の成果、特別その専門的な教育するわけではございませんけど、その取り組みが来年度実施されることによって、どの程度子供たちの結果について反映されるか、そのあたりは子供たちの努力も、現場の努力も確認をしてみたいなという思いもございますので、それからにつきましては国がちゃんとした判断をしてくれるのではないかなというふうにも考えております。

議長（田中 稔君） 淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） 今、教育長から答弁がございましたが、しょっぱなの答弁で「点数至上主義にはつなげない」と、こういう答弁がございました。

私は、この平生町の児童生徒、この点数至上主義、これにならないようにのびのびと学力を伸ばしていただく。こういうふうな教育を要望いたしまして、質問を終わります。

議長（田中 稔君） 次に入ります。

細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） それでは、歴史民俗資料館と民具館の運営方針と利用状況についてお尋ねいたします。

歴史民俗資料館は昭和60年に、それから民具館は平成7年にできております。開館は9時から4時で、休館日は月曜日と、図書館に準じてやっているようでございます。月曜日と国民の祝日なんかですけれど。この中、結構見せていただいているんですけど、結構いろんな物があります。

私も、資料館には仮展示室で開催される各サークルの展示や個人の方のコレクション、そういった物を見せてもらいに何度か行っております。

しかし、民具館の方はちょうど後ろの方にあるものですから、入ってみたいなと思いながらなかなか足が運ばませんでした。先日、やっと入ってみました。生活用具を中心に600点の民具が所狭しと展示してあり圧巻でした。

資料館の方も出土した土器や石器、住居の模型などを見せていただき、町内に点在するたくさんの縄文時代や弥生時代の遺跡、古墳時代の古墳の存在など実に多くの史跡があることに改めて気がつき、「ふるさと再発見」の気分でした。

どちらも見ごたえがあり、貴重な物も数多くあると指導員の方が胸を張って説明してくださいました。私はよく図書館に行くのですけれど、そのときに資料館はどのくらい人が見学に来られるのかなと半ば心配しながら眺めているのですけれど、来館者が少ないように見受けられます。住民の認識度も気になるところです。

まず、利用状況と運営コンセプトをお聞かせください。

議長（田中 稔君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいまの歴史民俗資料館と民具館の利用状況ということでございますが、今議員さんの方からございましたように、この両施設とも昭和60年、また平成になって建設をされ、町民の学習施設として十分活用いただいておりますという内容のものでございます。

資料館の役割といたしましては、郷土「平生」の歴史と文化の保護・継承、2点目に町民の皆さんの郷土意識の高揚を図ること、3点目に学校教育で行われる総合的な学習時間や地域の歴史教育を支援していくということで、生涯学習の拠点施設としての重要な役割を担っておりますということでございます。

また、最近では観光面での利用も阿多田交流館とのセットとしての見学者も利用されておるといふふうな状況でございます。

入館状況でございますが、ここ3年程度の推移を見ますと、2,500人から2,200人ぐらいの幅のところまで推移しておるといふところでございます。

今年につきましては、若干ちょっと少ないかなというところでございますが、ちょっと町内、町外での来館状況を確認しますと町外からの来館というのが数的には増えております。それだけ、歴史的価値が高いということが、町外のそういう関心を持った方々の目にとまっておるんじゃないかなという思いでもございます。

また、民具館につきましても、この民具を一つ一つ目にするということで昔の暮らしぶりや先人の知恵を偲ぶことができるものでございまして、失われつつある民具資料を収集し、これらの保存・展示に努めていくという大きな目的がございまして。

小学校の3年生の社会科で昔の暮らしについて学習をしておりますので、毎年、民具館を利用しているということから、やはりこれも学習施設としての利用が中心となっておりますというものでございます。

こちらの方の入館状況でございますけど、やはり立地的に少し後ろ側といいますが、目につかないところに位置しておりますから、どうしても歴史民俗資料館にお越しになった方々がそのまま見学いただければよろしいんですけど、そういう面ではかなり入館状況は歴史民俗資料館に比べて4分の1程度の数にとどまっております。数でいえば、500から600人というのが実態でございます。

今申し上げましたことが、施設の目的あるいはまた入館状況ということでございます。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 残念ながら、見学者が大変少ないのが実情のようです。

今のお話を聞きましたら、歴民館の方が1日平均7人ぐらいで、あと民俗館の方が4分の1程度、日に2人弱ぐらいですかね。

施設の利用促進に向けての具体的な取り組みをどのように考えられてるかをお聞きしたいところなんですけれど、「郷土意識の醸成」というのがさっきコンセプトの中にありました。歴史的な価値が高いというお話も先ほどございました。そういった県内でもかなりいい物を歴民館はそろえております。そういった町民が知らないところも十分、大いにあります。

そのあたりのこともございますので、例えば施設の利用促進に向けて、私の私見ですけど、仮展示室で今いろんな催しをしてるのはあそこにいろんなサークルの方に来てもらうことによって歴民館を見てもらおうと思って、前指導員の方が考えられたんだと思います。

それを一歩進めて、歴民館の方に、その仮設のところ民具館のいろんな物を置いて、例えば今「昭和の暮らし」とか、そういった「大正の暮らし」というのが静かなブームになってますけれど、その仮展示室を利用して民具展への流れをつくる。民具展の一部の物を仮展示室へ展示して、その目的に合わせて大正時代を演出するなり、昭和の時代を演出するなり、そういったものをして、そこから後ろの民具館の方へ誘導する。そういったことも考えられたらどうかと思

います。

また、子供たちには民具館を見学してもらった後に、「昔の遊び」ということで、今も総合学習やその他でやってますけれど、昔の遊びの道具をつくってもらう。ちょうど図書館もありますから、図書館の2階なんかを利用しながらそういった道具をつくり、ちょうどグラウンドもありますので遊んだりする、そういう子供に向けてはそういった取り組みなんかもよろしいんじゃないかと思います。

あと、図書館がせっかくそばですので、本のコーナーを昔の遊びコーナーとか、昭和の時代の物、大正の時代の物を中心とした書籍なんかをそろえてもらって、一緒に盛り上げてもらう。そういったふうなことも考えられたらと思います。これまでのことを考えられて、課題とそれから施設の利用促進に向けた取り組みは考えていらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（田中 稔君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） せっかくの学習施設としての位置づけがございますから、やはり町民多くの方に御利用いただくというのが、その設置目的の一つでもございます。今いろいろ御提言をいただきましたように、一つの御意見としてお伺いをしておきたいという思いもございまして、この御質問をいただいて考える際に、やはりPRが最近足らないんじゃないかなというふうにも思います。平生町のホームページにはそこまで詳しくは出しておりませんし、観光協会のほうで歴史、民具館、阿多田交流館、そういったもののアップをしておりますから、そういうことも含めて、いろんな形でPRはしていきたいと思っておりますし、ただ、仮展示室へ民具館のその民具を移して一つのイベント的な催し的なことができるかどうか。かなり古いものですから、動かすときに壊れたりとかいうこともございまして、一つのテーマを持って仮展示できるというようなことがあれば、それはそれとして可能なことではあるかと思います。昔の遊びというお話もございましたけど、今小学校で放課後子ども教室、こういったことも取り組みをしております。竹とんぼをつくったり、いろんなものをつくって地域のボランティアの協力を得てやっておるといような状況の中で、こういう取り組みが、なお発展させてそういう形でやるべきというような判断もあれば、当然考えなければいけません、ひとまず今、学校のほうでそういう取り組みもしておりますし、また先般の総合文化展のときにも、生涯学習の関係者による昔の遊び道具のつくり方とか、あるいはまた遊び方とか、そういった協力もいただいております。そういう地域の熱意も大切にして、全体的に総合的に取り組みはしていきたいなというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） しっかりPRをお願いしたいところです。出前講座でも、平生町の歴史探訪として資料館、民具館、それから阿多田交流館を巡るコースを用意していらっしゃるよ。そういったものも各サークルにしっかりPRされることもいいでしょうし、先ほど

の昔の遊び道具なんかは、放課後子ども教室でつくっている。もちろん私もそれを知っておりますし、この前、たこの和紙を切るお手伝いをしたりもしておりますけれど、柳井のほうではやっぱりあぁいった資料館的なところで、そういった催しを、放課後子ども教室をやったりしておりますので、場所を変えてちょっとあっちからここまで移動するのがどうかなとは思いますが、その場所を変えながらそういった試みをするのも一つの方法かなと思います。

あとは、せっかくの本当、宝物ですから、例えば平生町の日とか何とかいうのを創設して、町内の見学コースをスタンプラリーで回るとかいう活動なんかもいいんじゃないかなという思いもしますけれど、さっき民具を移す際に壊れたら困るというお話もございました。確かにそう思います。今、蔵なんかを壊したりされるときに、こういうものがあるけえどうじゃろうかという話はあると思います。そういったときに複数お譲り受けをしてどこに置いとくかというのものもあるし、大きなものでなくても小さいものでもいいんです。めんことかおはじきとかそういったものでもいいですし、昔の写真でもいいと思います。そういったものをこの機会に収集されて、例えば写真展とかで昔のレコードを集めて、その時代の流行歌を流してみるとか、それを民具館の中でBGMとして流してみるというか、そういったことも考えられて、ぜひこの2つの開館を利用しながら、いいふるさとであるとか、いろんなものがあるということを知民の皆さんに周知していただくことを要望して、1つ目の質問を終わります。

2つ目の質問に入っていますか。今のは要望でございますので、お返事はよろしゅうございます。2つ目の質問に入ります。

2つ目は、認知症対策の話なんですけれども、認知症対策は高齢社会の最大の問題であると言われております。とりわけ後期高齢者と言われる75歳以上のお年寄りの増加が予想されております。全国では、全老人の7%、80から84歳では15%の方が認知症だと言われております。平成20年3月31日現在のデータによりますと、全国の高齢化率は21.57%で、そのうち前期高齢者は11.53%、後期高齢者は10.04%です。それに対して平生町では高齢化率28.50%、前期が13.83%、後期高齢者が14.66%となっております。町内では4人に1人強が65歳以上ということになります。これからまた団塊の世代がこの範疇に入っていくことを考えますと、認知症の予防対策が急務となってくると思います。現在、取り組んでおられる認知症予防に対する活動があればお答えください。

また、認知症となっても、本人や家族、地域も安心できる体制づくり、例えば、徘徊や近所への人へのトラブルなど問題行動が生じた場合、相談窓口があるとか地域の方の適切なサポートが受けられるとか、そういった認知症対応型の社会体制をどのように考えられておられるかお尋ねいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 認知症対策についての御質問でございますが、御指摘がありましたように、大変高齢化率がだんだん高まってきておりますし、高齢者の増加に伴って認知症の高齢者も増加すると。これは当然の傾向だというふうに思っております。

本町においてもそうした高齢化への対応がしっかりやれるように、これは大きな我々にとってもテーマでありますし、またその中で認知症のテーマについても、これは大事なこれからの対応策をしっかりしていかなければいけないところであります。

認知症というのは、今ちょっと私も勉強したんですが、原因疾患は脳血管性認知症とアルツハイマー型認知症、分かれるんだそうでありまして、脳血管性の認知症というのは、脳梗塞とか脳出血とか、そういった脳血管障害に起因をします。アルツハイマーのほうは脳が萎縮するんだけど、これは遺伝的な因子もあるんじゃないかというようなことも言われておるようでございますが、いずれにしても認知症の予防対策ということで、今本町としては平成18年にこの予防講演会を実施をいたしました。御承知だろうと思いますが、そこでたくさんの方が出席者221名、200名を超える方々が出席をされまして、いろいろお話を聞きながら、そしてまたいろんな自分で頭を使うゲームをやったりして、それに参加をされた方の中から非常にリスクの高い方をリストアップして、そういう方々を中心に今、保健センターと佐賀の公民館が月に2回、認知症予防教室を今実施をいたしております。それぞれの方が参加をいただいて、いろいろ認知症予防についての取り組みをやっていただいております。

社協においても脳トレの教室を開いて、これは、あいあむとそれから佐賀の小森のほうでも生活改善センターでも実施をされておるということでございまして、いきいき脳楽集塾、脳は脳、楽集は楽しく集うという塾だそうございまして、これは社協のほうでもそういう形で対応していただいております。この認知症というのは本当に家族、もちろん本人もそうですが、その家族にとっては大変やっぱり大きな影響がありますだけに、しっかりした予防対策、それから仮に認知症ということになった場合の地域でのサポート、今御質問2つ目にありましたけれども、やっぱりそういった、できるだけ多くの方に認知症についての知識といいますが、そういうものを知っていただくということが、まず理解をしていただくことが大事だというふうに思っております。

今、全国でそうした認知症を正しく理解をして、その家族等を温かく見守っていこうという、一つの認知症のサポーターというのを養成をしていこうという取り組みが行われております。本町でも過去3回、こうした認知症サポーターの養成講座ということで、今43名の町民が受講されておるというふうに聞いております。これからも地域包括支援センターを中心にこの認知サポーターの養成というものを続けていきたいなというふうに思っておりますし、さっきの社協の話が出ておりましたが、いきいきサロン等も行われておりますが、そういうところをしっかりと使



って、そういう仲間を増やしていくようお願いをしていきたいというふうに思っておりますし、地域での見守り、支え合いと、こういう態勢が非常に大事でありますから、今、社協でも見守りといいますが、支え合いのマップづくりを今、地域で取り組んでおられるところもあります。

こういうものが点から面にずっと広がっていけば、一つのこれは認知症対策だけではありませんで、共助の意識が高まるということで、災害とか防犯にもつながっていくと、そういうふうに安全・安心の町づくりにつながっていくものだというふうに思っておりますので、これからもそういう町としても認知サポーターの養成とか、あるいはまた社協との連携をとりながらのこういう支え合いの体制づくり、こういうものを進めていきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） ここで、暫時休憩に入りたいと思います。再開は、細田議員、再質問がございましたら、再質問からスタートしたいというふうに思います。再開は11時5分からいたしたいと思います。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今、町長のほうからいろんな対策をとられていることをお伺いしました。できるだけ多くの方に理解してもらう、点を面にするというお話もございました。予防対策は健康長寿を実現するためにも、家族や自治体の負担抑制にも、そして何よりも一番辛い思いを体験する本人のためにも、さまざまな角度から取り組んでいただきたいと思います。

脳トレや軽い体操などとか予防教室などもやっておられるようですけど、さまざまな角度から取り組むということで、回想法はいかがでしょうか。回想法という予防対策があるのですけれど、これは1960年代にアメリカの精神科医のロバート・バトラーが提唱した心理療法で、特に高齢者に効果があるとされています。具体的には、懐かしいものや音をきっかけに高齢者の記憶をよみがえらせ、それをグループで語り合っ楽しいときを一緒に過ごす。そうすることで脳が活性化し、認知症の進行を遅らせたり予防できたりするということです。

これを地域の保健福祉活動に取り入れている自治体があり、研修で基本的な基礎的なノウハウを身につければだれにでもできるということです。取り組んでいる自治体は、民具館なんかを利用してやっているようですので、そういった取り組みに先ほどの民具館が使えるかなとも思ったりしております。

いきいきサロンの皆さんの取り組みにそういった回想法を入れるのもいいんじゃないかなと思います。心が動けば体も動きますので、それが介護予防に効果的に介護予防につながっていきま

す。

また、対応型の社会、地域社会づくりは、先ほどおっしゃってたように、何よりも核になる人づくりと正しい知識をいかにたくさんの人に持ってもらうかだと思います。これからもサポーターの数を増やす努力をしていただきたいと思いますし、先ほどの支え合いマップづくりも今3地区でやってらっしゃったと思うんですけど、それを全域に進めていただきたいと思います。何だかんだで結構予算も必要となってきますので、来年度の予算はそのあたりのことも予定に入れられて、しっかり介護予防のほうにも重点を置いていただきたいと思います。

先ほどの予防対策の回想法などのお話なんですけれど、そういった新しい取り組みを考えられているというか、そういった予定はしてらっしゃらないでしょうか、お伺いいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 回想法ということで、いろいろ過去の思い出とか何とかそういうようなのを含めて、総動員しながら認知症の改善につなげていこうという取り組みだろうと思います。私も少し勉強してみたいと思いますし、また御提案があったように、民具館等を含めて昔のそういう、今グループホームでもできるだけ昔の民家を活用してという、その発想というのはその辺があるのかなという気もしますし、民具館の活用方法としても、こういった教育委員会とのまたその辺の接点といいますか、協議をしながら、活用できるものは活用して行って、そういう多角的な対応といいますか、そういうものも少し研究をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

それから、同じく介護予防で今、支え合いのマップづくり、大野で言えば南上下の自治会、曾根の小山の自治会、それから佐賀の小森自治会、それぞれ地域で一番そういったどこにどういう方がいらっちゃってどういう状況にあるというのがわかるわけですから、そういった地域でマップづくりをやっていくというのが、大変これからいろんな、さっき言いましたように防災上の観点からも大変大事になってくる、要援護者の対象ということにもなろうと思いますから、こういった地域からそういうきめの細かい対応をとっていくというのは、これから大変大事な私は活動になってくるというふうに思いますので、この辺についてもしっかり、これは今、社協さんのほうで取り組んでいただいておりますけれども、連携をしてやっていきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 認知症というのは、進行中に物忘れに対する恐怖心、混乱などで攻撃的になったり被害妄想を発症したりします。そうすると、近所の方とトラブルになったりするとか、火の用心を心配されるとか徘徊を心配されるとかいろいろあるんですけど、徘徊に関しては近所の方の見守りネットワークでという取り組みがベターだと思います。ただ、火事の

心配とか被害妄想に陥って近所の人があれを取った、これを取ったというお話をされる方も実際にいらっしゃいます。それをどう対応していくか。そのあたりは自治体の仕事になるかなど。例えば、火事の心配なんかでございましたら、消防署のほうと連携をとる。被害妄想でよく警察にあれを取られる、これを取られる、どうしようかという電話をされる方も実際にいらっしゃいますので、警察との連携を取る。単身の方の認知症と、それから2人世帯それから同居の人が複数いる、それによって対応も変わってきますけれど、例えば単身の方とか老老介護していらっしゃる方の片方にとかいうときには、やはり身内の方に知らせないといけないというか、近所に身内の方が住んでいらっしゃる場合で近所の人火事の心配とかいろいろな心配をされるような場合は、身内の方を探して連絡をとるというのは、自治体でないとできないかなという思いもあります。自治会で対応できる場合のものは、地域の人に任せられたんでいいんですけど、警察との連携とか、そういった肉親関係を探すと消防署の連携とかいうのは、役場の仕事かなと思います。そちらのほうもしっかり取り組んでいただいて、みんなが安心して年をとることができて、それがマイナスにならない。大切な地域の一員でいるということが、そういった方の心に届く町づくりをこれからも取り組んでいただきたいということを希望いたしまして、私の質問を終わります。

.....  
議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。9月の定例会では、いろいろ身近な小さい問題を取り上げてお話をしましたところ、その後も引き続いていろいろ生活環境から危険の排除に対する取り組みを進めていただきまして、感謝をしております。議会広報の関係もありまして、私のところにも感謝の声が届いておりますので、皆様方の努力に対する敬意も含めましてお礼を申し上げます。

それで、今回は町長、教育長、お二人に理念の問題についてお伺いをしようというテーマでやっていきたいと思えます。

一つは、町長冒頭に申されましたように、就任10年という一つの区切りであること。教育長について新しく就任をされたこと。この機会によく御意見もお伺いしたいと、気持ちもお伺いしたいというのが目的です。

それで、冒頭町長は10年のことについてお話を申されまして、この間の御指導に感謝をする、今後も御指導をよろしく願いますという丁寧なお話をさせていただきました。私どもは指導するという立場ではない、でも町としてはそういう発言になるんでしょうけど、私は常に執行部とは緊張関係を持っていくと、これが一つのテーマでございますから、今回もそういう感じで受け取っていただければいいと思えます。

就任10年に当たってのこの間の町政運営の基本理念はどうであったかと、また理念に基づく実行、行動はどうであったかを感想をお伺いしたいというテーマにしておりますが、議員から執行部に身を置くという立場の変化で、財源も権限も限られた中でいろいろ複雑な思いでこの10年間やってこられたと思います。

しかし、一つ例を挙げて申し上げますが、ちょうど2年前の選挙のときにちょうど私、議長でございまして、町長の選挙の激励のあいさつをしてくれということで、その場をいただきまして、上関原子力発電所の問題が、いずれこの4年間で来ると。この対応をどうされるのか、やっぱこの際、言っておいていただきたいという話をしました。そうすると、その後、集まっておられた方から、式が済んだ後、私のところに来られて「議長、あんたは原発推進なんか」と、こういう抗議めいた話をいただきまして、やっぱ、なるほど町長さんの支持者にはこういう方がたくさんおられるんだなという感想を持ちました。こういった問題については、いずれ町長さんが先ほど行政報告でも適切に対処するというお話をされておりましたから、きょうはテーマにしません、いずれこういった問題の解決も迫られてくることだと思います。

もう一つ、ちょっと心配なのは、たまたま私がちょっと行政協力員会議に興味を今度は持ちまして、この春とこの秋、両方の行政協力員会議に全部の会場に参加をさせていただきました。春のときにはそれほど感じなかったんですが、秋のときにいろいろ地域の意見を聞いて、それはそれで参考になったわけですが、町長さんが初め、あいさつをされるわけですが、このあいさつがよく準備されてなかったから、ああいうあいさつになったのか、どうも町のリーダーとしての理念を示されて、行政協力員にも協力を訴えるという感じに受け取れにくく、私の感じですよ、にくかったんです。全会場で共通に言われたのは、自主防災組織の編成でしたが、あとは共通したテーマはなかったんです、五つの会場で。それぞれのところで若干違っただし、協働の町づくりのところとか、持続可能なという、それぞれによって違ったんですよ。これはもっと準備されるべきなのか、それとも今いろいろ町政運営について迷っておられるのかなと、こういう感想を持ちました。それは感想です。そうすると、ちょっともっと強いリーダーシップが発揮されるような姿が欲しいなという感想を持ちました。

それで、ちょうどいい、10年たつということで、きょうお伺いしてみようと思って、先ほど申しましたように、財源も権限も限られた一つの地方公共団体での行政ですから、いろいろ苦労されるというのはわかりますが、例えば町長さんを支援される基盤、指示層の方々は大体どういものかは、今までお父さんの時代から含めて予測できるわけですが、それと今の姿とに若干の乖離を感じるんですが、それは緊張感を持つという意味でこういう質問をするわけですが、これについても自分も悩みがあられようとも思いますから、これについてまずお伺いをしたいと。

この議論だけすると総論になりますから、ひとつ個別の問題だけを上げておきたいと思うんで

すが、今進んでおります障害者自立支援法の、これは山田町長名で事業の対象者に事業を行って  
おられます。また、来年の秋から実施される住民税の年金からの天引き、これも町長名で執行さ  
れることとなります。こういったことについての執行者としてのお考えをお伺いしておきたい  
と思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 大きくくりで町政運営の基本的な理念と申しますか、と同時に首長として、  
それ以前は議員という立場とジレンマはないのかというような趣旨の御質問をいただいたと思っ  
ております。いろいろ経緯は、議員としての勉強をさせていただいたことは、それはそれで私は  
自分もある意味では糧にさせていただいたと思いますし、今は平生町の町長という、やっぱりこ  
の決意をして立候補し、そしてまた住民の皆さんの御審判をいただいたということである以上は、  
町政に最大限のやっぱり自分としての使命感、責任感、こういうものを持って町民全体の幸せの  
ために努力をしていくと、これがまず私はやっぱり町政運営のベースだというふうに、私自身は  
常に判断の物差しは、町民にとってどうなのかという判断を優先をさせて、これからはいかなけ  
ればいけないというふうに思っております。

それと同時に、ずっと私自身も行政を運営していく基本的な姿勢というのは、最初から申し上  
げておりますように、住民との対話と申しますか、こういうものも大事にしながら、町民の皆さん  
との信頼関係というのを、まずこのことがベースにないと、なかなか施策の展開ということに  
つながっていきません。したがって、最大限いろんなチャンネルをつくりながら、あるいはまた  
先ほど行政協力員会議の話もでておりましたけれども、いろんな形でそういった住民との接点を  
持ちながら、また機会を見て町としての考え方、あるいはまた皆さんの意向、こういうものもお  
伺いをしながら、町政に反映をさせていくと、これをまずベースにして。

それと同時に、私自身はちょうど町長に就任をいたしましたのが10年の、きょう申し上げました  
ように平成10年の12月11日。すぐ翌年から例の第三次総合計画の策定に向けて、アンケー  
ト調査に入ったと思います。その後やって、平成13年度からのスタートということに、総合計  
画になったと思います。11年にアンケート、12年に準備をして13年度のスタートという形  
になったと思いますし、自分自身もそういう意味では、第三次総合計画というのは、ある意味で  
一つの自分の求めていく像として掲げられた「未来をひらき 人もまちも いきいき輝く 平生」  
と、これを一つの未来像として当時設定をしました。これが一つの大きな理念として、そのもと  
に毎年、それぞれテーマを設定をして、この10年間対応してきたということでございますから、  
ある意味で言えば、この第三次総合計画そのものが私の目指す町政の一つの目標として設定をさ  
れたというふうに思っております。

ちなみに当時、この前もちょっと私が触れたかと思っておりますけれども、第三次総合計画策定をす

るときの町民の町政への要望の上位3つというのは、1番最初が火葬場の建設です、当時。それから2番目が排水、汚水対策の推進、3番目が高齢者福祉の充実、この3つが上位の町民の町政へのアンケート調査をやった町政への要望の上位3位。火葬場については、平成16年に合同斎苑の完成を見ました。排水、汚水対策、これは公共下水等、着実に進めておりますが、若干計画より遅れておりますけれども、これは引き続き取り組んでまいりまして、佐賀地区における漁業集落環境整備事業、これは完成をすることができました。高齢者福祉の問題についても、これはもう引き続き取り組んでいかなければなりませんけれども、特養の増床、第2デイサービスセンター等の大野と曾根の保育園の統合に伴う第2サービスセンター、あるいは介護保険等のさっきありました介護予防等についてのいろんな取り組み等々、私なりにこういった町民の町政に対する要望等を念頭に置きながら対応させてきていただきました。

ハード面も確かに、いろんな田名の埠頭の整備とか、きょうありました交流館の整備、あるいは佐賀地区の定住促進住宅の整備、情報通信基盤ということでは、イントラネットなり、あるいはケーブルテレビ、さらには風力発電、こういったいろんな部分もありますが、先ほどありましたように、行政協力員会議で自主防災の話をしよったという話ですが、これは今、私も安全・安心の町づくりを進めていく一つの大きなテーマの中で、自主防災組織はとにかくほとんどの地域で結成いただくように、これは最重点で私自身も取り組んでまいりました。平成16年にこの自主防災組織を取り組みをやるという号令をかけたんですが、当時はちょうど23の自治会です、町内で。23の自治会。今ちょうど今日現在で99、144の自治会で99までいきました。ですから、間もなく100自治会になると思いますけれども、できるだけそういった取り組みと同時に、今年は曾根の防災訓練が行われましたけれども、自主防災組織が主体となってそういう防災訓練をやるというような、いってみれば地域のまさに力をどう引き出していくのかと、これからの大きなやっぱりテーマだというふうに私は思っております、こういったことを一つのきっかけにしながら、行政との連携を大事にしていく一つの風土をつくっていききたいというふうに考えて、この取り組みを進めておるところであります。

それから、この10年間いろいろそういった意味では、議会の皆さんともありましたように、やっぱりひとつの緊張感を持ちながら、執行部と議会とで、より住民のためにこれからの町政の執行に当たって、そういう気持ちを大事にしてやってきたつもりでありますし、これからもそういう考え方をベースに当然あることだというふうに思っております。

障害者の自立支援の問題、それから今の個人住民税の天引きの問題等々、実施に向けての準備等々あります。したがって、我々が本当に住民の立場からこうあってほしいということは、いろんな機会がありますから、それをつかまえている県にも申し上げ、あるいは国に言う場合は一つの地方六団体等で協議をしながらということになりますけれども、それはそれとしながらも、

やっぱり首長として法律を着実に適切に執行していかなければいけないという立場がありますから、これはこれで私は誠実に対応していかなければいけない問題。

それと、きょうもありましたけれども、自分の例えばこの範囲は首長の裁量でやれるということになれば、それは裁量の範囲でやっていかなければいけない部分もあると思いますけれども、基本的にはやっぱり法の定めるところ、あるいはまた条例に基づいてしっかり着実に行政を執行していくと、これが私に課せられた部分だろうと思いますし、できるだけまたその地方の声をまた逆に県なり国へ反映させていく、その役割も一方ではあると思いますので、その辺についてはそういった機会をつかまえては、私もこれからもそうですが、できるだけあるべき姿というのは、それなりにまた訴えていかなければいけないというふうに思っております。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 私が申したことに対して、いろいろお話はされましたが、若干食い違っているなと思うんですが、第三次総合計画をはじめ、いろんな行政課題が進んできたこととお話をされました。

総合計画は法律に基づいてちゃんとつくらんといけない最低限の決まりであるんです。10年ごとに計画つくってやんなさいと。私どもはそういう、私はそういう感じでおるんです。それはそのときのリーダーがどれだけ総合計画に色をつけたかという問題はあるにしたとしても、それほど私は強烈なものは感じてきませんでしたし、大体ちょっと若干私が不満に思うのは、いろいろ報告をされましたが、そこに町長としてのリーダーシップがなかなか見えないなという、私の感想を持っておる。町長にしてみれば一生懸命やってきたから、何を言うかという、こういう気持ちは持っておられるでしょうけど、全体としてそういうイメージを私は感じておるし、そういう声も耳に入っていると思うんです。それは不本意な表現かもしれませんが、こここのところは緊張感を構築するという意味からも、ちょっと触れておきたいと思います。

それで、ちょっと個別の問題をやっておきたいと思うんです。いろいろとこの制度がどういものかということ全体に知ってもらいたい意味からも、特に障害者自立支援法、私は議会前に調査をいたしまして、障害者自立支援法1割の負担金を求められております。これまた後からしますが、その負担金がだんだん高額になってくるために、免除を申請する手続きがございます。その手続きをする場合は、以前は家族全員でしたが、今年からは配偶者がおれば配偶者、本人、配偶者の貯金通帳の写しを添付しなさいと。以前は家族全員で構成員全体だと。それが余り反発が多いから、今年からちょっと変わったんです。

それで、平生町が取り扱う事務の中で、利用者に預金通帳のコピーを提出させる事業が何件あるか調べたんですよ。全部で4件あるんです、貯金通帳。委員会では、担当者から「いや、貯金通帳の残額のところだけちょっとほど見せてもらいます」とか、「だんだん運用が厳しくなっ

てきている」と言っていますけど、4件あるんです。一つは生活保護を申請するときの、平生町では20件です。

もう一つは養護老人ホームに入所するときの手続です。これ寿海苑ですか、平生町で言えば、養護老人ホームは憲法の規定に基づいて最低限の保障をするという意味で、以前からある。ここに入居するときにつけなさいよというのがある。平成19年が25件あって、そのうち15件の通帳の確認をしておる。20年度が22件のうち、そのうち14件を通帳を確認しておると、こういう制度なんです。これは以前からずっとあったんです。ずっと以前からあった。

最近になって出たのが2つある。1つは介護保険です。これはちょっとどうもこの制度はよくわからないところがあるが、社会福祉法人を利用した場合には、負担額がある程度減額されるよという手続きらしいんですが、これはそれほど利用者はありません。平成19年が10件です。介護保険の対象者が約500人近くですから、そのうちの10件、今年は6件ですよ、まだ、平成20年度11月現在。

それと最後の4件目が障害者自立支援法なんです。それで、これについても内容まで含めて調べてみましたら、大体80件くらいが障害者自立支援法を利用されておるようです。そのうち平成19年が38件、20年は49件の方がこの制度を利用、軽減負担の申請をされて、貯金通帳のコピーを添付しておられます。圧倒的な比率なんですよ。

あとの人はどうですかと聞いたんです。そしたら利用回数が余りないから、限度に絶対いかないから申請をしないという方がおられるんです。

それと、まだこれはちょっと余りいい感じじゃない。例えば、自分の子供が障害を持って、これから先苦労するだろうからと親御さんが一生懸命子供の名義で貯金をしておるとします。家族の場合、1人の場合は貯金は500万円が限度です。500万円を超えていたら、減免申請は受け付けてくれんです。本当にお金を持っておられる方も何件かあるようですが、そういう親御さんが子供のために、一生懸命自分が先に死ぬからと思って貯金をしておったら、あんた、これがあるから減免できませんよと受け付けんです。その貯金通帳を見て。

こういう制度は、山田町長名で行われておるんです。残念ながら法の執行者だから大変でしょうけど。私はこれはあっちゃならんことだと思うんです。もともと障害者自立支援法というのは、措置制度から支援費制度に変わって、郵政の選挙の前には一遍廃案になった法律なんです。郵政のどたばた選挙で小泉内閣が勝ってから、ばさばさと郵政に紛れて、前にも申しました、できた法案で一番悪いのは利用者が利用料の10%を支払うという制度なんです。世界中にこういう制度はないんです。生きていくために支援をしてもらうたら、あなたは利益を得ましたから応益負担をしてくださいと、こういう考えなんです。ここに一番問題があるんです。

そしてまた、例えばミオパチーといわれる筋肉系の疾患なんかはだんだんだんだん進んでいく



んです。進んでいくと、だんだんと介護の利用時間が増えてきます。そうすると、重症になればなるほど利用費の負担が増えていくと。

きょう国保の話がございました。子供に国保の責任はないと。じゃ、障害者はその障害は自分の本人に責任があるんですか、この議論でいけば。この制度はぜひやめるように、強力に働きかけてほしいんです。町長の実際実態を説明をして、お考えを聞いておきたいと思うんです。一番悪いのは、応益負担といわれる、それまでは応能負担だったんです。応益負担といわれる、あなたは生きていくのに介護を受けたら利益を受けたでしよう、この考えなんです。これは改めるべきではないかと思う。来年がちょうど見直しの年です。しかし、どうもここに手をつける気配がないですから、これからいろんな声を上げていく必要があると思います。子供の国保の問題も声を上げれば案外変わっていくわけですから、ぜひ私どもも頑張りたいと思いますし、町長のお考えを聞いておきたいと。

もう一つ、これまた来年の秋から税金を引くやつです。これ調べてみました。この前、9月の補正予算で、先ほど町長言われましたように、私どももそれは仕方ないから賛成をせずと進んでいきよるんです。でも、中身だけはしっかり知っておく必要があると思うんですが、この前は補正予算でシステムをつくるための補正予算と、それを利用するための予算を組んで、今やっておるようですが、どうしても理解できないのが、この社団法人地方税電子化協議会という組織、そこに加わりなさいよと。そこに加わらないと、これ調べてみましたら、事務所は全国町村会館にあるんです。構成団体は全国47の都道府県、17の政令都市と4市、それが今年の4月現在での構成団体です。これがいずれ全国の全部市町村にはなります。これは国が強引にやってきたようですから、担当者の話聞いてみましたら。

そのやり方というのは何かというと、年金情報を今まで社会保険庁から税務課がもっていたのを、今度はこの団体を通さないと年金情報を税務情報に出さないと、この協会に入りなさいよと、こういう締めつけなんです。それで、この協会に入ると平生町は協議会の会費、1年間1万4,000円、1人当たり1円です。それからシステムの運用の負担金として、これは何か税額とか人数とかいろいろ計算して2万9,000円、それから運営関係費と10万円、それから事務費の負担金9,000円、15万2,000円を毎年その協議会に払いなさいよと。これは全国の市町村が払うんです、都道府縣市町村が。膨大な金額が、この町村会館にある社団法人地方税電子化協議会に入っていきんです。ここには理事長、専務理事、これはどこから来られるか知りませんが、こういう方もおられます。考えてみたら、これ本来都道府県がつくりましたから、全国都道府県会館にあるのが本当じゃないかと思うんですが、比較的設備も新しい、多分部屋があいちよったんでしょね、町村会館が。ですから、ここに入っています。

どうしてこういうことが、そしてそれはこの協議会の下に民間の企業がぶら下がっているんで

す。平生町はこの前、150万円からの予算組みましたよね、利用料、年間の利用料。これは平生町は、岡山県にある株式会社オービス、ここと契約を結んで、今、事業を進めるようですが、平生町からここを経由して全国の協議会に行かんといいん。また、情報は協議会からこの会社を通して平生町に入ってくるんです。この入札結果は75万6,000円で契約をしておるんです。なぜこの会社を通らんにやいいんのかという疑問も私はずっと持っています。どうしてこういう組織ができて、年金から天引きをするんですか。

それから、これまた笑っちゃいますよという感じの話ですが、年金から天引きをしていくわけですが、実際にやっているところの話。年金から特別徴収額は、どういう方が年金から引かれて、年金額が18万円未満の人は年金から引きませんよと。そして、年金から特別徴収される金額が、順番的には所得税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、これを引いた残りで住民税がある方は引きますが、ない方は引かれませんかよと。5番目なんですよ、年金から引く順番が。この判定をするだけでも、また大変なんですけど、どうしてこういう制度が動いていくんですか。今までどういう、こうして言うからやっと皆さん気がつかれると思うんですが、調べりゃ調べるほど不思議な制度なんです。

こういう制度が進んでおりますが、町長のお考えを聞いておきたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず、最初の障害者自立支援法でございますが、ちょうど来年度3年見直しという時期も到来して、きょうあたり新聞見ますと、厚労省のいろいろ審議会等でも審議されているようですが、今のいろいろやっておる特別対策を前提にやるというような、どうもお話がありましたような応益負担のところまで踏み込んでいかないような感じのニュースがちょっと出ておりました。

御指摘ありましたように、本当に障害者でこういうサービスを受けるのは、これはやっぱり社会保障といいますが、の一環として当然なされるべき性格のものだというふうに、私は受けとめておりますから、基本的にはやっぱりその辺の益に対しての負担を求めるといふ発想というのは、やっぱりそこら辺は議論がまだあるところだろうというふうに思っております。

それに加えて今あったように措置制度から支援措置になって、それから自立支援法というので、これやったらまたすぐ特別対策とか緊急対策、これだけやらなきゃいけないというのは、それだけやっぱりいろいろ問題点があるというのが現実だろうというふうに私は受けとめておりますから、我々の立場から言えば、しっかりそういった地域の声をこの前もこういった見直しについては、今、町村会あたりでまとめておるのは、できるだけ地域の声をしっかり聞いてやってほしいと、こういう今、かなりえんきよく的な言い方になっておりますけれども、町村の意見を十分踏まえてやってほしいという、先般の全国大会あたりでも、そういう一つの主張ということになっ

ておりますが、できるだけこういった国の責任において、しっかりやるべきものはやってほしいということ、これからも機会を見て我々も話をしていきたいというふうに思っております。

それと、今の特別徴収、個人住民税の公的年金からの特別徴収について、既に流れから言いますと、地方税法が改正をされる。そしてそれを受けて、今年の町税賦課徴収税条例を改正をして、それを受けて9月の段階で、来年の10月に向けてここの準備に入らなきゃいけないということで、あったようにシステムを準備をしていくということで、補正予算の御承認をいただいてきたというのが、今、今日きている流れということになっておるんですが、年金のデータが、おっしゃるように結局、エルタックスという、このシステムを通じて年金データを収受をやっていくということになっております。

その場合に、エルタックスでやるんだけれども、その場合にASPサービスというのを利用していかうということで、この前、サービス利用についてお諮りをさせていただいたわけですが、これを利用するか自前でやるかというんで、それじゃトータルコストで見れば、こちらのほうが安いというようなことで、このASPのサービスを利用するというので、今対応させていただいております。

結局、これはどうなのかと、我々は一応その流れの中で、これは法を執行していかなくちゃいけないから、だからその法律に基づいて遺漏なきよう準備をするというのが、我々の立場でありますけれども、恐らくこれからこういった納税の電子化といいますが、そういうことで今国のほうはイータックス、所得税のほうはイータックスをやってくれ、こっちの今度は個人住民税はエルタックスということで、おそらくこういうことで全部申告を含めて将来的にはそういう納税の電子化ということが視野に入って、こういうことが今、国のほうでも行われてきておることではないかなと思っております。

今、我々の段階で言えるのは、一つはこういった流れで、一応法律で決まった流れの中で、これを適切に執行していかなくちゃいけないと。ただし、そういう一つの国の今おっしゃっているような協会ができたり、いろいろしてやっていくと。システムを準備する場合のそこに係る財政負担等については、国がしっかり財政措置をせいというのが一つ。もう一つは、そういう形で決まってやるんだから、国においてやっぱりPRのほうも、もちろん我々も自治体もやりますが、国においてもしっかりPRをしてほしいというふうに、私は今申し上げております。

ですから、この辺もやっぱり町として立場上言える範囲もありますけれども、その中で、できるだけ円滑な今立場から言えば、円滑な執行に向けての準備を今進めておるという状況だと思えます。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 最初申しましたように、議員から執行者に身がかわって、権限

も財源も制限されて遺漏なきように一つ一つをやるという話ですが、私はもっと町長自身の意見が出てほしいと思うんです。調べれば調べるほどおかしな制度です。今までは、こう言うたらそう言われますけど、こういう制度自身が全体に知らされてなかったから、びっくり仰天なんでしょうけど、例えば自立支援法でも知事との擁護政策要望の会があったと。こういう先ほど申しましたように、子供のためと思って子供の名義で貯金をしてやったら、あなた減免制度に入りませんよと。こんな理不尽なことはないですよ。そんな知事に直接話してほしいですよ。現場を担当する町長だからわかるんじゃないですか。前には家族全員でしたから、貯金通帳出すのが。みんな分ける作業をした、障害者を分けてしもうたら1人になるから、家族から外していこう。それはそれで今度変わりましたが、配偶者がいる人間は配偶者も両方出さないよと、これだったら離婚をしないよという話になりますよね。

ちょっと本当この制度自身は結局応益負担、障害者が生きていくために支援を受けたら利益を得たという、この発想の間違いなんです。措置費から支援費制度に変わったときは、比較的思考方も整理をされてよかったんですよ。ところが利用料がかさんでやれないというんで、自立支援法になって小泉改革で例の2,200億円の一つの源なんですけど、これはちょっとやっぱ言ってほしいんです。細かいところでは夫婦が離婚を迫るような制度になってみたり、子供の貯金もできんようになってみたり、こういう弊害を生み出しているんですよ。これはぜひ言ってほしい。

それともう一つ、地方税のほう。これは本当無駄遣いなんです。きょう言いよったイータックス、エルタックス、それから電子政府の問題とかいろいろ将来的にはあるでしょうけど、今地方でものすごく細分化されて、これじゃ私多分やっていけんと思うんです。例えば、今年年金から住民税を引きますが、年金の受給者が固定資産があったり若干収入があったりすると申告します。そうすると、今年引く税金は年金部分だけ引くんです。Aさんに年金と資産がある、所得もある。そうすると、課税はがさっと一体でやりますよね、課税は一体でやるんですよ。ところが年金から天引きするのは、その年金部分だけの税額を案分して割り出して、その分だけ引くんです。あとはまた普通徴収にするんです、仕組みが。事務量は少しも減らない。これはエルタックス、イータックスやったら、私はこの問題は解決せんと思うんですが、それは制度を変えてもっと単純化すればええかもしれませんけど、今の税制では。

したがって、事務方は大変な苦勞をして、結局費用対効果の問題が大和コンピューターセンターに今年システムをつくる、2,000万円ぐらい払いましたよね。利用料は先ほど言いました、毎年ずっと払っていくんですが、対象者は15%程度だろうという前の税務課長の話がございましたが、税額にしてみれば10%を割りますよ、今5億円ちょっとぐらいでしょうけど、そのうち2,000万円か3,000万円の年金天引きをするために、これだけのことをせんといけん。5,000万円は私は無理だと思うんです、今のような。そして今言いましたように、事務方の

事務量はむしろそういう案分したりのことが増えるんです。

こういった実態もよく話をされて、制度はもっと簡素化するなり、途中の変なのは除くなり、もっと積極的にあなたのバイタリティーを生かして提案してほしいんです。これが私の先ほど会議があるんじゃないかと言った一つの私の感想なんです。御意見をお伺いしておきたいと思えます。

議長（田中 稔君） ただいまのは要望でございますか。

議員（11番 平岡 正一君） いやいや。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） いろいろ機会をとらまえて、そういう切実な声があるという、あるいはまたそういう実態、我々の置かれておる状況等については、しっかり話をさせていただきたいというふうに思います。

議長（田中 稔君） 12時前でございますので、暫時休憩にしたいと思います。1時から再開いたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 教育行政についての質問をいたします。

今度、平生町で新しく教育長に高木教育長が就任をされました。今まで教育長は、大体県教委等の意向が随分と働いて、一時はこの許可も要ったわけですが、先生のいろんな人事配置の中で、特に町村の場合は教育長が決まるということが多かったわけですが、今回はこうして自前の教育長が誕生したことに大変喜んでおります。地方分権の一環として、それぞれの地域にあった体制でやっていこうという方向から、大変結構なことだと思います。

それで、今までは教育委員全体がほとんど学校関係者で占められるということもあったわけですが、今度は状況も違いますし、大いに期待もしておりますから、教育長の就任に当たっての抱負をお伺いをいたしたいと思えます。

2点目は、教育委員会の仕事は子供の学力の向上、いろいろ多角的な表現をするのがいいかもしれませんが単順に表現をする。それともう一つは学校の施設の安全、こういった問題が大きな仕事になるかと思えます。こういったことに対して、今後取り組みをどのようにされる抱負を持っておられるか、お伺いをいたしたいと思えます。

議長（田中 稔君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君）では、御質問にお答えをさせていただきますが、ただいまは励ましの言葉をいただきましてありがとうございます。精いっぱい務めさせていただきたいと心に誓っておるところでございます。

教育長就任に当たっての抱負はということでございますが、今ございましたように、私自身行政職員の経験はありますものの、教育についての専門知識を有しているわけではございません。これまで役場職員として、また一保護者としていろんな形で教育に対して見たり聞いたり、また考えたり、そういったことを中心に教育についての思いや考えを述べさせていただけたらと思います。

現下の世界情勢を見ても、世界的にグローバル化が進展をして、至上原理主義の名のもとに大競争時代に突入していると言ってもいいんじゃないかと思えます。当然、世界各国が人材育成に向けて教育の充実を目指しての取り組みを展開しているさなかでもあろうと思えます。当然、我が国にとっても人づくりなくして国の反映・発展はないと、期待できないというふうに考えます。これまでのように、日本が持続的な発展を続けるためには、やはり法にうたっており、知・徳・体のバランスのとれた人材をより多く輩出することが、一層重要になってくるというふうに思っておりますし、その中でもやはり学校教育の役割というのは極めて高いものがあるというふうに考えております。

今後、かつて経験したことのない超高齢化社会という社会を迎えます。さらに、今の金融危機に見られる世界規模の経済情勢の不透明さ、また地球規模の環境問題が危惧される中にありまして、教育の目標というのは、一人一人の人間が主体的・創造的に生き抜いていく力をあわせ持つことに置かれているというのが、これは普遍の目標であろうと思えます。

その出発点となる学校が、すべての子にとりまして心の居場所となり、好ましい人間関係が体験できる、言うなればすばらしい人生のファーストステージ、最初の舞台となるよう、学校現場、PTA、地域、いろいろその環境がございますけど、そういったよりよい教育環境というものをつくってまいりたい、取り組んでまいりたいということでございます。

また、平成17年度からの平生町緊急行財政改革プログラムに基づきます改革につきましては、財政難の中にありましても、教育予算について例外ではございませんでしたが、子供たちへの必要な教育条件を整えるということにつきましては、未来への投資ということで、将来、実を結べばそれが平生の貴重な財産となるという考え方のもとで、予算調整をしたきた経緯もございます。

今後も未来への投資という観点から、予算の確保については当然、財政当局をお願いをしていきたい立場であるというのは、自分自身認識をしておるところでございます。

当面の役割といたしましては、行政職員の経験からの発想で、教育行政に取り組むことが基本となるということであろうと思えますし、また当然、県下の教育長さんの会議あるいはまたこの

地域の教育さんの会議の中でも、そういった面で私に対する期待が言葉としてあらわれておるといところでございます。

そういう意味で、校舎の耐震化というのは、これはハード面での大きな問題、課題でもございます。ハード、ソフト両面にわたって大きな目標といいますが、当然そこには子供たちの学力向上ということを忘れてはなりませんけど、大きな課題、目標があるというのは認識をしておるところでございます。

また、けさほどから町長の所信の中にもありましたように、痛ましい事件が相次ぐ世の中でございます。こういう中で被害者にも加害者にもならない、そういった教育、人の痛みがわかる、また相手を思いやる心を育む教育というものが必要ではないかなというふうに思っておるところでございます。

言葉であらわすなら、よく「町づくりは人づくり、人づくりは町づくり、また教育は人なり」という言葉もでございます。教育を進める上で当然教える者と学ぶ者とに区分され、それは教師と子供との関係だけでなく、親と子、大人と子供、子供同士、先輩後輩、また職場にありましては上司と部下、いろいろな関係の中で教育というものは存在するものであるかなというふうにも考えております。

そういう区分の中で、ともに人としてのあり方をどう理解し構築していくかが、教育における重要な視点でもあり、相互の信頼関係の上に成り立つことが、教育を進めていく上での基本ともなろうというふうに思います。

次に、教育行政あるいは学校・家庭・地域といった役割について触れてみたいと思いますが、教育行政の役割というのは、やはり教育の主役は子供たちであるという意識のもとに、子供たちの学びと育みをサポートするための条件整備をすることであると考えております。単に学校だけではなく、学校・家庭・地域社会が相互に連携をし、それぞれが役割を分担し補完し合って、バランスよく行われることが重要でありますし、各種の施策についても三者の連携の一層の充実に努める必要があります。

その中で学校におきまして、校長を中心として教師は自覚を持って子供と直接向き合い、子供の生きる力の向上に取り組んでいるさなかであると認識しておりますが、そのためには当然、教師としてのさらなる資質の向上をお願いしたいというふうに考えるところでございます。昨日の朝日新聞にいろいろ学力の問題についての分析等の記事が出ておりました。また、社説には魅力ある事業がかぎだというふうにあったように思います。しかし、その中にもありましたように、余りにも現在の教師、先生方が忙し過ぎると。現実には2カ月余り見てまいりましたが、先生が忙し過ぎるというのは、やはり間違いではないような気がしております。こういう先生方が、本当に子供たちの学力、学習だけに集中して取り組めるということが必要であるし、またそういっ

た場というものを与えなければいけないと、つくづく思っておるところでございます。

文部科学省においては、予算の概算要求時点では常に教員の増加ということで、財務省に対して予算要求をなさっておるようでございますが、何万人という教員増加というような活字が躍っているにもかかわらず、予算ができたときにはその数についてはごくわずかな教員の増加であるというような形で、現場自体は本当に今大変な学習の面だけじゃなくて、いろんな面で苦勞しておる、忙しい毎日を過ごしておるという実態があると思いますから、こういった状況を解決していくといっても、一教育委員会だけの力ではできないものでもございませんし、このことについては、やはり国を挙げて子供たちの教育というものを再度考え直してもらいたいなというふうにも思っておるところでございます。

家庭と地域の教育力の向上につきましても同じように、やはり今そういったものをそばに置いて教育を考えるということではできない状況でございます。地域の教育につきましては、現在、放課後子ども教室、コミュニティスクール、学校支援ボランティア、子ども見守り隊、防犯パトロール隊などに見られます。平生の子供を平生の宝として地域を挙げて育てていこうという姿が見られる状況でございます。とはいっても、町内全体でのものではございません。まだまだ地域の教育力の高揚は必要でございます。学校の情報が少子化の影響で地域に浸透していないと思います。我々が子供のころは、どこの家庭にも子供がおり学校の情報が伝わっておったと思いますけど、今、一部の新興住宅地を除けば、本当に子供の声が聞こえない集落がたくさんあるというような状況の中で、地域の教育力を上げていこうということにおいては、大変困難といえますか、難しさがあると思います。そういった状況にありましても、やはりいろんな情報を発信して、一人一人の地域の方々の協力を得ていかなければならない状態に地域はあるというふうに思っております。

家庭におきましても家庭で何ができるか、子育ての基礎は家庭にあることをいかに自覚していただけるか、そういうことに早く気づくことが、また問われているという家庭の問題もあろうかと思えます。親は子供の鏡です。親の背中を見て育っていきます。親として生活習慣の確立を図りながら、信念を持って、また明確な意図を持って子育てに当たってもらいたいと念願をするものでございます。

先般、校長先生方のOBの集まりであります、五月会の研修会がございまして、そのときにもちょっとあいさつでお願いをさせていただきましたが、1本の樹木の木に例えて話をさせていただきました。木には根っこがあって幹があって枝葉があります。それぞれの役割、機能を発揮して樹木は成長を重ねていくものでございますけど、根っこが地中から水分とか養分とかいろんなものを吸収して、幹や枝葉に供給をいたします。その結果、つぼみとなり花となり実となって社会に巣立っていくというか、子供たちがそういう形で大きくなっていくという状況がありますけ



ど、ここに家庭とか学校とか地域の役割が凝縮しておるというふうに考えます。こうした三者一体、三位一体となった教育環境の整備をさらに整えていかなければならないという気持ちでもって、今後の教育行政に当たっていきいたいというのが、今考えておる、自分でそういうふうに認識をしております。

次に、学力の向上、学校の安全対策ということでございますが、やはり昨日の新聞での評価については、学力低下に歯どめがかかったというものでございましたが、実際に我々が把握しておるといいますか、今まで基本としてきましたのは、けさほどの学力のテストの結果、あるいはまた国際学習到達度調査というものがございます。こういうところの判定、分析では、判断力や表現力が十分身につけていない。勉強が好きと思う子供が少ない。学習意欲が必ずしも高くない。学習習慣が十分身につけていない。こういったことが指摘されております。

こういう状況を踏まえて、確かな学力向上に向けた取り組みをそれぞれの学校で学力向上プランを作成し、この計画に基づいて取り組んでおるところでございます。具体的には教育課程の編成や授業づくりの工夫、改善、授業改善に向けた校内研修の工夫、学校評価の工夫、家庭や地域社会との連携の工夫など実践しているところでございます。

また、家庭学習の定着で日本食生活協会というところが推奨しておる「早寝・早起き・朝ごはん」、こういったことについても学力向上には、基本的な生活習慣の確立ということが非常に重要であると考えており、3校とも力を入れておるという状況でございますが、平生小学校で昨年度、一昨年度実施いたしました栄養教諭を中核とした食育推進事業もその一環でございまして、成果として規則正しい生活を送ろうとする態度が見られるようになったり、朝食を食べない児童が減少したり、好き嫌いがなくなったりした児童が増加したとの報告を受けております。このことは、成果があらわれ今後の子供たちの成長にはプラスになっていくんだらうというふうに考えております。

次に、安全対策ということにつきましては、学校の校舎の耐震化の問題が、やはりここ中国の大地震の後、国を挙げての取り組みとなってまいりました。当然、本町といたしましても小中学校3校でございますけど、その耐震の推進計画についていろいろ協議を重ね、計画を立ててきたところでございますが、国としては学校施設の耐震化を5年を目途に図ることということにしております。現在、平生中の体育館について22年度の工事着工を目途に、現在補強設計を委託しているところです。23年度以降については、基本的には危険度の高い校舎から優先的に耐震化を図っていくというのが基本的な考え方でございます。

本町の耐震化の対象となる建物の数は8棟でございます。その中でIS値、危険度の高い校舎でございますが、0.3未満の建物については、平成24年度までに工事を実施するように県のほうから指導があったわけでございますが、本町においては財政負担を考慮して、基本的に1年に

1棟ということで工事を考えており、24年度まですべての建物の耐震化は困難であるというのが実情でございます。24年度までに4棟、25年度から27年度までで4棟の工事ということで、現在報告をさせていただいております。

耐震化を進める上での考え方でございますけど、先ほどの1年度に1棟ということと、補強工事だけでなく改修中には同時に行うように考えておるものでございます。改築については、平生小の普通教室棟と平生中の特別教室棟の2棟を考えております。工事費につきましては、こういった現在の計画を考えれば、概算でありますけど18億円、すべての校舎を改築するとなれば25億円はかかるであろうと予想しているところでございます。

このように耐震化には莫大な財政負担を伴いますけど、児童生徒の安全にかかわる重大な課題と認識をしております財政状況や学校運営との兼ね合いもかんがみながら、一刻でも早く耐震化が果たせるよう、効率的な取り組みをしていきたいというのが、現状の考え方でございますし、先般の臨時会で工事費あるいはまた給食食器の予算も御議決いただきましたように、少なからず児童生徒の安全・安心ということについては、その取り組みについて十分とまで言えないまでも、できる限りのことはしてまいりたいという思いでございます。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 丁寧に答弁いただきましてありがとうございます。特に、就任に当たっての抱負については、また後でもお話しますが、大切にしていきたいと思っております。抱負についてはよくお伺いをしましたと、頑張ってくださいとこういうことで、次の学力向上と学校の安全についてということについては、若干提案も含めまして話があるんです。

私は私事で失礼ですが、この2年前、選挙のときに、今の教育問題についての街頭演説ですが、当時から教育委員会が「早寝・早起き・朝ごはん」と、このテーマを掲げておりましたから、演説するそれぞれの場所で「早寝・早起き・朝ごはん」、こういう話をしてまいりました。これは、私は、この話をするときには思い浮かべるのは、この「早寝・早起き・朝ごはん」という子供の習慣を身につけることは、その家庭が変わっていくことだという期待を持ちながらこの話をした記憶があるんです。

それは現実に大変うれしい話ですが、10月12日の読売新聞なんですけど、私は自分の勉強不足にびっくりしたんですが、山陽小野田市でこれ大変な実験というか実践をされているんです。小学校全部の生徒3,700人について、学校の基礎学力の向上、生活習慣の改善、これについて大きな取り組みをしておられる山陽小野田市の教育長さんの投稿を読みました。

その中で書いてあるのが、最後に生活改善の成果をうちで上げると、朝6時半までに起きる小学生の割合が25%から56%になったことが注目されると。約3分の1もの子供の生活が変わったと。それは彼らの親、家庭の生活も変わったことを意味するという調査研究の発表なんです

が、それでこの方、こういう本を出しておられるんです。急いで町内の本屋さんに行って本を買いまして見ましたが、よく言われていることがそのまま実際に1年間かけて大変な努力をして、市内の全部の小学校の生徒を対象に、いわゆる読み書きそろばんじゃない、読み書き計算、いわゆる短時間集中反復学習を徹底をする。そして、同時に家庭の生活環境を変えていくと、この2つの取り組みをあわせてやろうということで、そうすると、子供の基礎学力は1年で大変上がったというんですよ。それは数値で示されておるこの本なんです、これびっくりしまして、今までいろいろ言ってきたことが実際にこんな、いわゆるモデル校での研究成果はあるんですが、市内の全部の小学校、中学校でやって、全部の小学校、中学校でそういう成果が上がっているという結果が出ておりまして、これはもう、すぐ2008年度は文部科学省の指定校のいろんなことを受けて、山陽小野田市が特区を使って、いろんな取り組みをされているんです。

教育長は、教育長会議なんかで話をされたこともあると思うし、私も教育長にはこの紹介をしました。これはぜひこれを取り入れて、このとおりをやれと言うんじゃないですが、「早寝・早起・朝ごはん」、テレビ・インターネット・テレビゲームをやめんとできんのでしょ、これは、時間を削らんと。生活習慣を確立することが学力の向上につながっているという実践結果が発表されております。これなかなか勇気がありますよ。先生に子供を伸ばすことができなかつたら、家庭に対してこうしてくださいとかなかなか言えませんよねというのが教育長なんです。また、家庭に対しては生活の改善ができない家庭は、学校の先生にぐちゃぐちゃ言わないでくださいと、こういうぐあいに言うというんです、この教育長が。そして双方が双方向で学力テストをやる。そしたらこれだけ上がりましたよという、学校の生活のアンケート調査をして、子供が何時に寝るのが何時になりましたと、こういう双方向のやり取りをした1年間の結果が出されております。

これはやっぱり教育全体を救う近道じゃないかと思うんですが、家庭生活の崩壊が、家庭習慣の崩壊が今日の教育現場の子供のときからの生活を崩していったそれがだんだん大人になってきて、どうなったんだろうという、いつの間にやらこうなってしまったんじゃないかと思うんです。それで、先ほど言われた国際教育到達度評価学会の評価なんですが、日本の子供の家庭生活が世界的に見て低レベルと書いてあるんです、46カ国のうち。家庭で宿題をする時間は46カ国で最下位。テレビを見る時間は一番長い。それから、家庭の手伝いをするのは下から2番目。というように学力だけじゃないんです。これ関係があるんじゃないかという評価なんですが、どういった点をして私はこの県内の身近なところでこういうことが行われているということを見まして感心をいたしました。

これから先も、これずっとどんどんここが注目を浴びていくんだろうと思うんですが、とにかく市内全体を一人漏れなくやるという壮大なスケールの実践ですから、これはぜひ参考にしてい

ただきたいと思います。

それともう一つ、学校の安全安心についてですが、耐震化の問題がずっと長い間尾を引いてきて、中国の地震で、もう逃げ逃げと国が言っています。でも私は、平生中学校の体育館の場合、今度耐震があそこが一番先に危ないということで上がっていますが、前にも申しましたが、建てかえという選択肢を私は捨てる必要はないんじゃないかと思う。特に最新構造のあちこち見てみましても、壁やはりでいうよりも壁構造の強化なんですよ。屋根を取っ払って耐震構造するというの聞いたこともないですよ。これはぜひもう40年近くたった建物、これから何年もたせるかということもありますが、当時700人、800人中学生がおったころ、ちょうど永大産業が来て、平生町はどんどん人口が増えるという予測で建ったと思うんです。ですから、平生町の都市計画を見てもらえばわかるように、この平らなところは全部用途地域に入っている。そのぐらいの発想のときの建物ですよ。

でも、今考えてみたら、どうしても年間100人から120人ぐらいの出生ですよ。学校が300人、中学校が300人から400人ぐらいの間が、これから先も、少なくとも13年後は予測できますからね。ぐらいの数じゃないかと。そうすると、膨大なお金をかけて、これから何十年もつかわらない投資をするよりは、思い切った施策が必要じゃないかという。これは前にも申しましたが、これはあきらめる必要はないんじゃないかという考えも持っておりますから、これもちょっと参考にさせていただきたいと思います。

最後に、先ほど申しましたように、この山陽小野田市の教育長さんの後の分ですが、この方、合併直後の2005年6月に教育長に就任されて、そのときに抱負を聞かれていろいろ述べたと、それが自分がやった契機だと、こういう話を書いておられます。ですから先ほど大事にしてくださいと言ったんですが、それから2006年、2007年と、小学校、中学校全部のそういう「早寝・早起き・朝ごはん」の運動をする、そして学力向上の取り組みをする、研究成果をこうして本に載せるという、大変スピードのあるやり方なんです。これは学ばんといけんです、このスピードも。

こういった点も参考になりますから、こういう提案も含めまして、ぜひ、私の提案を含めまして質問を終わります。

.....  
議長（田中 稔君） それでは次に入ります。

藤村政嗣議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） それでは、あらかじめ通告しております次の2点についてお尋ねいたします。

町長の政治姿勢としまして、平成21年度の一般会計予算の編成方針でございます。

一般会計は、今ちょうど各担当で予算編成の準備をされていると思いますけれども、例年のごとく、予算編成の方針がペーパーで配られているんじゃないかというふうに思っております。これは総務課長がつくって、各担当に、各課に配布するというような方式ではないかと思いますが、その中では、平生町の財政状況とか、予算編成方針の骨子、それから基本的事項、それから歳入歳出についてというような項目であると思いますけれども、予算編成の基準等につきましては、対前年度を何%削減とか、そういうことがあると思いますけれども、その中で町長として最重要課題としてどのような方針を指示されたのか、この点についてお伺いしてみたいと思います。

あとにつきましては、この予算編成のペーパーが出ておりますけれども、これに経常経費が何ぼとか、そういうことが書いてございますので、これはこのとおりであろうというふうに思いますが、この予算編成の中で町長がどのような指示といたしますか、ぜひやりたい事業、こういうものがありますれば御披露していただきたいというふうに思います。

それから、財政健全化計画の中で話を申しますと、大変今の時期に難しいと思いますけれども、平成22年から24年、中期財政計画というものができればお話をしていただきたいというふうに思います。

それから、もう一点目は、財政の確保対策の中で、これは今年の3月議会でお聞きしたわけでございますけれども、財政の確保対策で町長が答弁されておりますチームの効果についてお聞きをしておきたいと思います。

例えば、確保対策が手数料使用料の検討チーム、2つ目が税の検討チーム、3つ目が税収確定対策チーム、その次が財産処分の検討チーム、5つ目が特別歳入検討チーム、以上の5つの検討チームから提案を踏まえて取り組みを進めているというふうに答弁されておりますけれども、その効果がどうであるということについてお尋ねをしておきたいと思います。

以上、予算編成についての方針並びに財政再建計画の中期見通し、それから財源確保対策チームの効果、これについてお聞きをしておきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 来年度予算編成に21年度の一般会計予算編成方針に関連をして御質問をいただきました。まず最初に、来年度の予算の方針でございますけれども、今御紹介がありましたように、11月17日に課長会議におきまして各課長に編成方針の説明をさせていただきまして、今各課において編成方針に従って編成に当たっておるのが現状であります。特に今回はテーマを「選択と集中による行財政改革と財政の健全化の推進」ということで、その下にまた恒例の5つのテーマを設けて、それぞれ協働による町民との協働のまちづくり、安全・安心のまちづくり、未来を担う子供たちをはぐくむまちづくり、活力にあふれ躍動するまちづくり、持続可能なまちづくり、この5本の柱を立てて、これから予算に臨んでいくということになります。

もう申し上げるまでもありません、十分御承知のように大変厳しい財政状況続いておりますし、また今の景気の状態であります。税収はそれだけでなく厳しい、あわせて一方では高齢化社会が進展をしていく中で、義務的な経費というのが膨らんでいくと、こういう状況の中でやりくりをつけていかなければいけないし、基金の残高も相当目減りをしてきているというような状況でありますから、一方では行財政計画というものがおりますし、集中改革プランというものをつくっておりますから、これに基づいてしっかり行財政の改革をやっていかなきゃいけません、とりわけかなり起債残高がまだまだ大変高い水準になっておりますから、特に実質公債費比率というのが一つの大きな今注目点になっております。この点から、この実質公債費比率の減少ということこれから最重点課題でやっぱり取り組んでいかなければいけないということが一つあります。

新規の起債発行残高を起債の償還額以内に抑えていこうということを今申し上げておるわけですが、選択と集中というふうに言っておりますように、限りある財源を効率的、有効的に活用して、政策の優先順位、当然でありますけれども、そういうものも目配りをしながら予算配分を重点化、効率化を図っていかなければいけないという状況であります。

それから、財政健全化計画といいますが、中期計画的なものと、中期見通しということでございますが、ちょうどこの前議会でも御報告をさせていただきました補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画、これを19年度に策定をしまして議会にもお示しをしながら対応していくということをお示しをさせていただきました。この計画が19年度から23年度までの5カ年計画ということでございまして、特に今申し上げました実質公債費比率、今18.9という状況でございますから、これを23年度の最終年度で18%以下に抑えていくという計画に今なっているわけでありまして、この計画ですが、今20年度ということで、2年度経過しようとしているわけですが、今年度は交付税が予想より多く交付されたということで、若干改善傾向にありまして、計画の進捗状況は、ほぼ計画どおりに推移をしているというふうに認識をいたしております。

それから、財源確保対策の検討チームの効果ということで、御指摘のように5つの検討チームを設置をして使用料、それから手数料使用料等々含めて、あるいはいろんな有料広告等、かなり細かい点まで含めて財源確保の対策をとっております。大ざっぱに見て、やっていなかったときに比べて、大体四百四、五十万円程度のトータルで改善になっているかなというふうに思います。もちろん金額的な問題もありますが、それ以上にやっぱりこういう形で職員が一つのコスト意識を持って対応していくということで、それなりの効果といいますが、着実に私はあらわれているというふうに受けとめております。

以上でございます。

議長（田中 稔君） 藤村政嗣議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） 財源対策につきましては、効果があるということでございますけれども、起債の公債残高ですか、これが18%に目標にするということでございますが、なかなか一般的な財源がないという中で、起債を使わなければ仕事がやれない面があるんじゃないかというふうに思います。だから、これを余り絞ると仕事ができない、やっぱり一般財源のほうが少ないとなれば、起債を使わざるを得ないという状況におきますので、この辺の調整は今後とも必要ではないかというふうに思います。

全体的に予算の話でございますけれども、ペーパーでお示しがありましたように、例年変わっておりませんけれども、例年といいましても何十年も変わっておりませんけれども、そういう中で町長としてこの部分はやりたいというような仕事がありましたら、再度御披露願いたいというふうに思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 来年度に関しては先ほどから出ておりますように、何としても前倒しをして学校の耐震化ということで対応していきますけれども、これは先ほどからありますように、やっぱり財源との絡みといいますか、こういうものも十分見ながら最優先課題といいますか、最重要課題として、この学校の耐震化、これは対応していかなければいけないというふうに思っておりますので、この辺については引き続き来年度だけで終わりませんけれども、あるいはまた将来的にはいろんな公共施設の耐震化、さらに将来もっと言えば防災無線なんかのデジタル化というの、これはかなり大きな予算を組みますけれども、将来的には整備をしっかりとしていかなければ安全・安心のまちづくりの一つの大きなテーマになってくると思いますから、この辺も課題かなというふうに思っております。

議長（田中 稔君） 藤村政嗣議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） それでは、次に移ります。

次は、職員の定数管理についてでございますが、課制条例の変更も出ておりますが、これによって事務量の均衡化が図られるかどうかということでございます。

最近見ますと、ある課においては毎晩毎晩残業をやって、8時も9時もかかってやりよるところもあるし、事務量についてバランスをとる必要があるんじゃないかなろうかというふうに思います。

ところが、この機構改革の実態を見ますと、企画課の中に総合政策課というのが今度できるということでございますが、恐らくこの総合政策課には財政もついていくんじゃないかなろうかというふうに思います。

昔の話になりますけれども、昔、企画財政室というのがございまして、企画と財政を一緒にして、昭和58年ごろじゃないかと思うんですけども、やった経緯があるわけです。歴史は繰り返

返されると申しますけれども、その効果が余り芳しくなかったというのが私の経験した中であるわけでございますけれども、計画をその課を立てて財政の実弾を握っているところが一緒にあるということになると、どうしても力関係から申しますと金を握っちゃうほうが強いということで、当時の企画係長が今ありませんが、非常に問題を提起したことがあるわけです。そういうことで、果たして同じ課でそういう計画を立ててやるのがいいのか悪いのか、この辺が課題だろうというふうに思います。

特に、これから問題となる原発の交付金とか、そういうものが出てきたら、それを一緒に計画して、また財政の対策をするというところが一緒であるかどうかというのが大変疑問であるというふうに経験した中で思うわけでございます。それと同時に、そういう計画をする中で、財政を持てば、かなりハード的に仕事の量が増えるということで、また今のような時間外が増えるんじゃないだろうかというふうな懸念もあるわけです。そういうことがないように、機構改革はされるはずとは思いますが、それと同時に、機構改革というのを1回にやるのが望ましいんじゃないだろうかと思えます。毎年毎年各課をいろいろ住民サービスの面でも非常に懸念が出るというようなことがあるかと思えますので、やるのであれば一緒にもう行革の中でやってしまう。人事もそこにやって決めてしまうというほうが私は効果的にはいいんじゃないかというふうに思います。

これは私の意見でございますので、参考に供していただきたいと思いますが、以上申し上げましたが、定数が3月の議会では町長の答弁の中で職員の実数を目標に設定し、退職者不補充などを基本に置いて適切に対処していくというような回答をしておられますけれども、定数の議決の提案が議案の中でありまして、実数と定数の問題がまだまだ整理されていないというような気がしますが、この点についてお伺いしたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 課制条例の改正に伴って仕事量、事務量のバランスについて図られるかという御質問でございます。

機構改革についても御提言いただきましたけれども、きょうの午前中の提案理由でも説明しましたように、これから次期の計画期間中において、機構改革については引き続き基本的な議論をしていくと、当面は今の機構を前提にして行政上の課題、あるいは業務上の課題、これをしっかり対応していくために今回の総務課と、それから総合企画課という形の姿に今なっております。

そうした中で、特に今回は事務量というところ、私どももしっかり注目をいたしております、各課の事務分掌をグループ分けして、ずっと積み上げ方式で業務分類をずっとやって、その結果、しっかり、むしろトップダウンというよりもボトムアップ、皆さんの中でしっかりそこら辺の事



務分掌を協議をいただいて、こういう編成のほうがいいという皆さん職員のそこら辺の実践部隊から提言を上げてもらって、しっかりその中身を検討いただいて、班の姿をつくってもらおうと。したがって、逆にこの班は逆に増えておりますけれども、より形とすれば、そのほうが実情にあって仕事が平準化できるという格好に恐らくなっていくだろうというふうに期待をいたしております。

したがって、あとは人事面でも十分配慮をしながら、これからやっていけば対応できるかなというふうに思っているところであります。

あわせて、今課制条例の一部改正にも関連しますが、そうした班の編成等も十分考慮しながら、これから少し、3月の補正という形になるかもしれませんけれども、少しフロアの一部改修というようなことも出てくるかもしれないというふうに思っているところでありますけれども、基本的にはおっしゃったように機構改革の全体的な対応については、改めて次の行革の大綱の中で対応していくということになると思います。

今回はそういった意味で、まさに御指摘のように事務量の均衡を図るという意味からも、こうした班編成になっていくということについての班の再編を行ったということで御理解をお願い申し上げたいと思います。

それから、定数管理の関係でございますけれども、基本的には御指摘のように、定年退職については欠員不補充という方針ですが、御承知のように18年度は途中での依願退職が非常に増えたということで、全体の仕事のバランスといたしますか、19年度に急遽3名の職員採用ということになりました。ですから、いわゆる勧奨といたしますか、依願退職といたしますか、こうした依願退職に伴う補充については、状況を見ながら対応していくと。特に定年退職については欠員不補充という一つの大きな目標といたしますか、そういうものを持ちながら、そうした現状を見きわめて対応していきたいというのが基本的な考え方です。

議長（田中 稔君） 藤村政嗣議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） 不補充の問題でございますけれども、依願勧奨退職ですか、これは大体6カ月前に申し出るということであれば10月1日ぐらいで分かると思うんですけども、来年3月にはあるのかなのか。何人ぐらいおるのか。これがわかれば聞かせていただきたいと思いますが、それによって、採用の話もございますけれども、それがあから採用するのか、それから部分的には身体障害者の方が足りないということで採用するということも理解しておりますけれども、健常者についてはどうなのかということについてお聞きしておきたいと思います。

議長（田中 稔君） ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は2時5分からといたします。

午後1時55分休憩

午後2時05分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

吉賀総務課長。

総務課長（吉賀 康宏君） それでは、ただいまの御質問でございますが、まず1番目が今の依頼退職は何名かということでございますが、現在の状況の見込みといたしまして3名でございます。

ちなみに、今現在の条例定数が158名、そのうち今現職員が135名、現在の状況でございますので、その辺で今の人数がまた減ってくるということでございます。

そういったことで、先ほど町長申しましたとおり、現状を見きわめながら対応をしていきたいという中で取り組みをさせていただけたらと思います。

それと、募集でございますが、募集には若干名ということで募集をかけたいと思っております。ただ、このたびの職員採用につきましては、以前にもお話をさせていただきましたけど、障害者の雇用促進法というのがございまして、それに基づく自治体のその割合としたら2.1%というのがございますので、あと1名、このうち障害者の雇用を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（田中 稔君） それでは、次の質問者に入ります。

河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） 早速ですが質問をさせていただきます。

ぬくもりある平生町の安心安全についてお尋ねします。

11月7日には、曽根地区におきまして自主防災組織が主体となって170名もの多くの方々の参加と御協力のもと、平成20年度平生町曽根地区防災組織合同訓練が行われました。

また、11月9日には、平成20年度119防火デー消防啓発行事として町内消火施設の点検などが行われました。それぞれの2つの行事の評価と今後の平生町全体の防災に対する課題と方向性をお答えいただきたいと思います。お願いします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 曽根地区で行われた防災訓練と消防啓発行事の評価と今後の方向といたしますか課題ということで御質問いただきました。

まず、曽根地区の自主防災組織による合同防災訓練、今までいろいろ自主防災組織が参加をしてやる防災訓練はありましたが、今回は初めて自主防災組織が実施主体となってやるという形で今回は取り組みをしたわけでございまして、そうした意味では、一つの画期的な取り組みであっ

たというふうに思っておりますし、170名、それから曽根地区が24自治会あるんですが、22の自治会から参加者がありまして、大変そういった意味では非常に有意義な今回の訓練だったと思いますし、地域の防災力の防災意識の向上、これに成果が繋がっていくものというふうに考えております。

特に今回は訓練内容といたしまして、震度6弱の地震が発生したということを想定して、避難所である曽根公民館に自主的に避難をすることが一つ。それから災害要援護者の支援訓練、それから防災サポーターによるパトロールの訓練、それから県の消防防災ヘリコプターによる救急搬送の訓練、それから広域消防の協力をいただいて消火器を使った初期消火訓練、煙体験ハウスの訓練、応急手当の訓練、最後は婦人会といたしますか、赤十字による炊き出しの訓練、こうすることで、かなりいろんな果敢にわたった訓練を実施いたしました。参加の機関として、今申し上げました曽根の自主防災組織、それから今言う赤十字の奉仕団、消防の第6分団、柳井地区の広域消防、県の消防防災の航空隊、防災サポーター、こういったところが参加をされまして今回の訓練が実施をされたということで、ぜひこういった自主防災組織が主催をする、そういった合同訓練といたしますか、こういうものをしっかりこれからもできるように、町としてもしっかりバックアップしていきたいというふうに考えております。

それから、119の防火デーの啓発行事でございますが、これはもう毎年11月9日の防火デーに一番近い休日を選んで、今日までいろんな器具の点検、消防利水の点検等々、消火栓等、点検をしながら、今まではそれぞれ一堂に会しておったんですが、今回はそれぞれの地区でやっていただきまして、啓発活動をお願いをした、消防団の皆さんのこうした防災に向けての啓発活動を消防団の皆さんから地域の皆さんに発信をしていただくという一つの大きな啓発行事に今なっております。

これからもぜひ消防団の方々には先ほど言いました自主防災もそうですが、地域のリーダーとして、ぜひこれからもそういった防災の、あるいは防犯を含めて地域の安全安心のリーダーになっていただけるように期待をしていきたいところでございます。

以上です。

議長（田中 稔君） 河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） 特に曽根地区の参加者の皆様、いろいろ協力してくださって本当に感謝しています。またいつ起こるかかわからない災害に行政と町民それぞれが役割を分担し、備え、また発生時には共同で対応することが被害拡大を防ぐ最良の手段だと考えます。きょう朝の町長のお話の中にも地域防災力の向上というお話がありましたが、これを実現するためには、町民の意見にやはり耳を傾け、町民の立場に立ったシステムを構築することが大切だと思います。また、広く町民に御理解と御協力を得られるよう、わかりやすい説明で周知されることが大切だ

と思います。

そこで、防災も含めて町内の大切なお知らせなどは、小学校高学年の生徒でもわかりやすい、二、三回読めば十分理解できるようなお知らせ版、こんなものを発行してはどうでしょうか。

また、消火設備の状況ですが、点検の際、バルブ等不具合があったというふうに聞いていますが、すぐに対応していただいたようで本当に感謝しています。

あと、例えば本部の消防車、老朽化が進んでいるのではないのでしょうか。あの消防車で十分な消火活動ができるのか不安を感じますがいかがでしょうか。また、団員の作業服ですが、現状グレーと紺の2種類です。消防団の活動には、不明者の捜査協力もあります。その際、このグレーと紺の2色では、特に天候不良で視界の悪いとき、また夜間など暗いときには、不明者の側からも認識しづらいのではないかと思います。それが捜索に来てくれた方が団員だと不明者の方からも認識しやすいよう、明るい色などが配色されたものへの変更も検討されるべきではないでしょうか。

また、行政報告等でもありましたが、2年後に山口県総合防災訓練が当町で行われます。言うまでもありませんが、訓練は災害時を想定して行われます。その訓練を十分に行うことが災害発生時、町民の生命と財産を守ることに直結すると考えます。訓練まで2年あります。消火設備の更新も含めた充実、また団員構成や出動状況についても十分把握され、検討され、対策をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上2点、わかりやすいお知らせ版の発行はどうか。もう一点は、作業服や老朽化した消防車など、消防設備を含めた平生町消防団の実情の調査の検討はされるかどうか。2点お願いします。  
議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 第1点は、地域防災力向上に向けて町民の声を聞くことも大事だし、それからもっとわかりやすい、こちらからの説明を発信できるようにお知らせ版はどうかということでございます。

お知らせ版については、今御承知のようにお知らせ版を出しておりますので、その中身といたしますが、もっとわかりやすい内容について、より充実した方向で、そうした例えばそういうお知らせ版に一つのコーナーを設けるとか、そういう形でお知らせ版の改善を考えて検討してみたらどうかという気がいたしております。

それから、あとの消防設備、それからいろいろ消防車の問題とか団員の作業服等の御指摘もいただいております。十分消防団の、先般も幹部会開催いたしました、いろんな御意見等、皆さんからいろいろいただいております。2年後の県の防災訓練が平生町で引き受けて実施をされると、これは大変大きな行事になりますが、これの成功に向けてしっかり今から準備をしていかなければなりませんし、もちろん消防団の団員の皆さんの士気がしっかり高まっていくように、

我々も財政状況等を踏まえながら着実に改善をするところは改善を図っていかなければいけないというふうに思っておりますから、十分これから実情等についても点検をしながら協議をしてみたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） わかりやすいお知らせ版などコーナーを設置はどうかとか、いろいろ前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。ぜひ積極的に前向きに進めていただきたいと思います。

また、消防団員の多くは普段仕事を持っております。勤務時間内に起きた火災など、個人の判断では仕事を抜け出勤することは困難な状況にあると思います。

そこで、企業などの理解と協力が不可欠になると思いますが、これまでに企業への協力要請等をされたことはありますでしょうか。また、今後も要請または何らかの対策は検討いただけないでしょうか、お答えいただきたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今、消防団の団員の強化に向けてということだろうと思いますが、町内の場合はそれなりに事業所を持っておられるところは自衛消防隊をそれぞれ持っておられます。一たん緩急ある場合は、そういった方々の御協力の中で、こうした自分の持ち場といいますか、そういうものを十分理解をいただいて対応していただいていると。全体で消防出初め式等については、一緒に合同でこういった皆さんにも出ていただいておりますので、十分そういった、もちろん地域での消防団活動をやっていただいている方もありますし、企業での自衛消防隊に入っただけで対応していただいている方もある。それぞれ企業の皆さんにも御協力をいただいているというのが今日の現状であります。

議長（田中 稔君） これをもって、一般質問を終了いたします。

議長（田中 稔君） 次に、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） それでは、質疑に入る前に、まず冒頭に10年目を町長就任お迎えされたという話、まず敬意を表するとともに、今後も議会の末席をいただく一議員として、今後も引き続き頑張っていただきたい、このことを要望させていただいております。

それでは、3点ほどお尋ねをさせていただきます。まず質問の内容は、行政報告の中でありました2点のことを踏まえて、そして3点目に大きく、先ほどの一般質問の中でもあって、ああ私と同じように聞いていらっしゃった方がほかにいらっしゃったんだなと非常に勇気をいただきましたので、こころのこを大きく3点ほどお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず、1点目なんですけれども、安全・安心のまちづくりの項目の中で、警察の再編計画というものについて触れていらっしゃいました。このことについては、先般新聞の報道等にありまして、警察の再編計画というものが、もう既に皆さん御承知のとおりだと思いますけれども、その後、きょう聞きたかったのは、きょうせつかくの機会ですし、幹部交番とはどんなものか、もっと町長さん自身の言葉として伝えられなかった、どうなのか議会の中で。この行政報告というところで、町長さんの再編計画に対するスタンスというものを表明するのにとてもいい場ではなかったかと思うんですけれども、そういうことです。

この幹部交番に移る情報に接して今までいらっしゃったことはないのでしょうか。議会のほうでは前日にたしかファックスをいただいて、あしたの何時にマスコミに対しての記者発表がありますというのがありましたけれども、実はこれ非常に安全・安心というテーマでまちづくりを進めていらっしゃるならば、非常に町民の皆様方にとって非常に不安感、不安視されていることだろうと思うんです。

先ほども教育長さんの中で、安全・安心のまちづくりの中で防犯とかって、子供に対する防犯、一般の町民の方に対しての防犯、いろんなさまざまところで影響があるんじゃないかと思うんですけれども、そういうことを払拭するという情報発信は、この場ではできなかったものなのかどうなのか、その辺のところを改めてお尋ねをいたします。

ですから、情報に接していたのかどうかということも含めて今後どうなるのか、このことはやっぱり非常に町民の皆さん方にとって不安視されていることだろうと思いますので、1点目はそのことをお尋ねいたします。

2点目についてなんですけれども、原子力発電立地計画について、結論は諸般の事務手続を適切に進めていくというようなお話があったと思うんです。適切については、先ほどもどなたか議員さんの一般質問の中でありましたけれども、適切にというのは大変そのときのことを聞いていけば、ネガティブに行動をしていく、消極的に行動していくというように私今とらえたんですけれども、このことについても具体的にやはり隣接町のトップとして、ある程度もう、どのような諸般の手続というのは、具体的にもう言われていく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、このことについて具体的にどのような課題を持って進めていかれるおつもりなのか、改めてお尋ねをいたします。

それと、そのことを踏まえて全体の感想なんですけれども、行政報告に対しての機会は、町長さんの所信を述べるいい機会でもあると思うんですけれども、冒頭この10年の町政運営の基本のベースは町民との対話、信頼の確保、それに当たったというふうな言葉で語られましたけれども、実際に果たしてどうなのかなというふうに思うんです。その一端は、今し方この議会の最初の冒頭の発言というのは、まず町長さんとしての情報の発信、非常にいい機会であります。冒頭

お話のスタートは9月のサブプライムローン、实体经济の冷え込みということから、これは今どこのマスコミも取り上げています。じゃあ平生はどうなのか、今後ちょうど年の瀬という節目を迎えるのに、私は一番やっぱり大事なのは、そういうことも全体を見渡すんじゃなくて、自分の範疇の中、どういうふうに平生の今後のそういう不安感を町長さん自身の言葉で払拭していくか、皆さんが聞きたいのはそういう言葉ではないかと思う。それこそが信頼であり、対話のできるまちづくりのまずは第一歩ではないかと思うんですけども、その辺のところでは補足的な言葉がありましたら、お伝えをしていただきたいと思います。

と申しますのも、最初に行政報告の後の議案の説明の中、最初は、原稿があって当然だと思うんですよ、読み間違いとかありますから。ただ私が一番気になったのは、後半の部分の議案の説明のときに非常に早口になった。これ今の町長さんのお気持ちを端的にあらわしているんじゃないかと。早いとかというのは私の表現ですから、そのことは、ただ言葉としては私は伝わらなかった。もっときちんと説明をされるべきではないかという感想を持ちました。

今度のことに関しては、別にお答えは要らないです、私の感想ですから。ですから今の大きく最初に言いました2点と、それと最後の1点、以上3点のことをお尋ねをさせていただきま

ます。

以上です。

議長（田中 稔君） 山田町長。  
町長（山田 健一君） まず最初の警察の再編計画についてでございますが、県のほうでこういう計画があって、将来はこういう形になるだろうというのは約1カ月前ぐらい、こちらの署長のほうからお話をお伺いをいたしました。まだ具体的な内容については、そのときはまだありませんでした。そういう再編計画が進んでおると。特に柳井署については、そういうものを意識しながら今から建設計画が進められるという話でありまして、その後直前にこういう形で新聞報道されたような形のお話がありました。

したがって、そのことについては、すぐ皆さんに情報提供するようにと。それと同時に、県警本部のほうに対しましても、それぞれ今、本部の総務課を通じて、こういう計画で話がかかっているがということで話をしましたら、町のほうにもお見えになりました。そこで県の計画そのものを我々がどうこう今できる立場ではありませんけれども、少なくとも平生町としては、今そういう計画になって、お話がありましたように行政サービスといいますが、治安面でのそういう不安がないように、従来にも増して、仮にそういうことであれば、パトロールの問題も含めて十分水準が低下しないような対応をお願いしたいと。

それから、もう一つは、免許手続等は従来どおりここでやるというような話をされておりましたから、そういうところを幹部交番というふうにおっしゃってございましたけれども、そういう形

で、現在の最低限の機能は維持をしていきたいと、こういう話をされておりました。

引き続き、この地区にとりましては、田布施、平生、上関、この3町あるわけですし、いろいろ防犯の対応についても、私が今この3地区の防犯の会長という立場もありますので、その辺も含めて治安の対策が低下しないように強く今申し入れをさせていただいているところであります。

それから、2番目の原発の関係であります、電源立地に伴う諸般の事務的な手続というのは、ある意味では、きょうも出ておりました交付金の事業ということになるかと思えます。これはまだ今具体的に出ておりませんし、これから既にあるように、県との協議ということに当然なってくるわけですから、県と十分この辺は協議をしていかなければいけないというふうに思っております。適切に対処をしていくというのは、ネガティブという意味ではありませんで、むしろポジティブに協議をしていくという意味であります。

それから、全体の経済状況等についても、今これはどうしても一つの構えてこういう提案理由をするということで全体の状況を話しながら今の経済状況等の中における課題と、国のとりわけそういった状況が財政状況等へ影を落としてくる。したがって、そういうものを十分踏まえた今後の地方財政対策というものを我々としては求めていきたいという趣旨でそういう形の展開をさせていただきました。町内的にも、直接今こういった景気の中でいろいろ出ておりますが、派遣が切られたとか、いろんな情報等が出されておりますが、今町内的にはそういう状況は私どもは把握をいたしておりませんし、むしろいろんなそういうケースについては、ケースがこれから場合によっては発生するかもしれませんが、十分その辺の相談体制については、しっかりとっていこうという話をさせていただいているという状況でございますので、また情報収集等もしっかりやっていきたいというふうに思っております。

議長（田中 稔君） よろしいでしょうか。河内山宏充議員。

議員（8番 河内山宏充君） 私の感想なりも含めていただいて親切丁寧にお答えをいただきまして、まずそのことには感謝申し上げます。

輪番、警察の再編については、また改めて、またどうなるかという方向性もありますから、ただ情報提供という場では、皆さん方にも県の再編計画でスタンスが変わるということがあったわけですから、情報提供の場としても、町長さん自身の場として、先ほど来より議会で町長さんのお考えということでいろいろと御質問の趣旨もありましたので、そのことはやはり冒頭に、今の平生の中にある県の組織、警察という組織が変わるわけですから、やはりそのことは町長さん自身の情報発信の場として、この議会の冒頭にでも発信していただければありがたいと、されたほうがいいんじゃないかと、私の提案も含めてお願いをしておきます。

それと、大変心強い発言をいただきました。原子力発電立地計画をポジティブに取り組んでいくということで。交付金の事業、具体的にはまだ出ていないが、県との協議ということですから



ども、これ県との協議ということで、揚げ足をとるような言い方になるかもしれません。御無礼を御容赦いただきたいんですけども、この交付金のいろいろと基準がありますよね。ですから工事着工、例えばその年じゃなくて前年とか、いろいろなその法の確認ぐらいは一応されているのかどうなのか、そのことだけ1点お尋ねをさせていただいて質疑を終わります。いつのときが対象になるか、工事着工のときかどうなのか、その辺のところも調査をされてないのかどうなのか。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） その辺を含めて協議をさせていただいております。

議長（田中 稔君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。分割して質疑を行います。

まず、議案第1号平成20年度平生町一般会計補正予算から議案第8号平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算までの件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 21ページの委託料、次世代育成支援行動計画策定業務、事前調査というお話でした。調査内容と委託先、お願いいたします。

議長（田中 稔君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 21ページの次世代育成支援行動計画策定業務の調査内容と委託先ということでございます。

先ほど、これにつきましては、本年度と来年度の2年の債務負担行為ということでございますけれども、まず今年度、20年度におきましては、ニーズ調査を行いまして、このニーズ調査につきましては、0歳から12歳、小学生までの児童を持つ世帯のほうに対してニーズ調査を行うと考えております。それで、その後、収集分析課題の把握をいたしまして、これが大体20年度末ぐらいの予定でございます。それから21年度につきましては、それをもとに保育サービス等の必要サービス量の推計、供給サービス量について、これを県の方に報告しますので、8月ごろまでに県のほうに報告をしたいというふうに思っております。その後、計画骨子、原案の作成をして、21年度末ぐらいに計画の策定というふうな段取りになるかというふうに思います。

委託先については、これからということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） そのニーズ調査の内容と申しますか、そういったものは、例え

ば県のほうからこういったもののニーズ調査をしるとかいう、そういった例と申しますか、はあるのでしょうか。それとも、うちのほうで役場内でこういうニーズ調査をしたらどうかという案でニーズ調査をなさるのでしょうか。

議長（田中 稔君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） ニーズ調査につきましては、国のほうから大体決まったものがございます、それを参考にして進めたいというふうに思っております。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 国の方から一応基準となるものは来るというお話でしたけれど、うち平生町の独自性と申しますか、そういったものも、もしこういったものとはいうものがあれば、そういったものもつけ加えたニーズ調査になるように望んでおきます。

以上です。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号平生町課制条例の一部を改正する条例から議案第15号平生町下水道条例の一部を改正する条例までの件について一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号柳井地区広域事務組合の解散に関する協議についてから議案第19号平成20年度佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事（第1工区）の工事請負契約の締結について（変更）までの件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

これをもって提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑は終了いたしましたので、12月12日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。したがって、本日の議事日程に、日程第25、委員会付託を追加いたします。

#### 日程第25．委員会付託

議長（田中 稔君） 日程第25、お諮りいたします。議案第1号平成20年度平生町一般会計補正予算から議案第19号平成20年度佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事（第1工区）の工事請負契約の締結について（変更）までの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元の配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第19号までの件については、各常任委員会に付託することに決しました。

・ ・

議長（田中 稔君） 本日はこれにて散会いたします。次の本会議は12月18日午前10時から開会いたします。

午後2時41分散会

平成20年 第6回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成20年12月18日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成20年12月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 常任委員会の閉会中の付託事件の審査
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 常任委員会の閉会中の付託事件の審査
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員(11名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 河藤 泰明君  | 2番 大井 哲也君  |
| 3番 岩本ひろ子さん | 5番 淵上 正博君  |
| 6番 細田留美子さん | 8番 河内山宏充君  |
| 9番 吉國 茂君   | 10番 福田 洋明君 |
| 11番 平岡 正一君 | 12番 藤村 政嗣君 |
| 13番 田中 稔君  |            |

欠席議員(1名)

- 7番 柳井 靖雄君

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 藤田 衛君

書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山田 健一君	副町長 .....	佐竹 秀道君
教育長 .....	高木 哲夫君	会計管理者 .....	岩見 求嗣君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 .....			吉賀 康宏君
企画課長 .....	角田 光弘君	町民課長 .....	木谷 巖君
税務課長兼徴収対策室長 .....			洲山 和久君
健康福祉課長 .....			河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長 .....			中本 羊次君
建設課長 .....	安村 和之君	教委総務課長 .....	福本 達弥君
教委社会教育課長 .....	弘中 賢治君		

午前10時00分開議

議長（田中 稔君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（田中 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において河内山宏充議員、吉國茂議員を指名いたします。

・

日程第2．委員長報告

議長（田中 稔君） 日程第2、議案第1号平成20年度平生町一般会計補正予算から議案第12号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例までの件及び議案第14号平生町営住宅条例の一部を改正する条例から議案第19号平成20年度佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事（第1工区）の工事請負契約の締結について（変更）までの件を一括議題といたします。

本件に関し、12月11日の本会議において、関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。細田留美子産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（細田留美子さん） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成20年12月11日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳

出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第14号、議案第15号、議案第18号及び議案第19号につきまして、12月15日委員会室において町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告いたします。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第14号、議案第15号、議案第18号及び議案第19号については、すべて全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第1号中所管事項について、砂防費の自然災害防止事業（急傾斜地）については、これで終わりかとの質問に対し、これは上殿地区の急傾斜地で、県事業の負担金であり、今回で終わりとの説明を受けました。

次に、共済費の共済組合費がそれぞれ補正される理由は何かとの質問があり、4月、10月の人事異動によるものと、長期経理の掛金の率の改定に伴うものとの説明を受けました。

次に、図書館費の備品購入費について、購入以外に住民から不用になった図書を寄贈していただくような取り組みはあるのかとの質問に対し、図書館で特に寄贈を呼びかけるようなことはしていないが、寄贈の申し出をいただいたときは、今後の利用見込みを判断した上で、寄贈していただいているとの説明を受けました。

議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第14号、議案第15号及び議案第18号については、質疑はありませんでした。

議案第19号については、審議の前に現地視察を行いました。質疑はありませんでした。

以上が、産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれまして、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

議長（田中 稔君） 次に、淵上正博総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（淵上 正博君） それでは、総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成20年12月11日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、債務負担行為、地方債、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第2号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第16号及び議案第17号につきまして、12月16日、委員会室において町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議をいたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

す。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第2号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第16号及び議案第17号については、すべて全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告をいたします。

まず、議案第1号中歳入全般について、民生費負担金で老人福祉総務費の老人保護措置費に対する社会福祉費負担金が減額となった理由は何かとの質問に対して、入所者の減によるものとの説明を受けました。

また、県の補助金の水道事業高料金対策事業県補助金について、今後の動向はどうかとの質問に対し、これは広域水道等による水価の高料金に対しての県の補助で、平成23年度までの時限的な措置であり、事業の延長については、これからもこの地域で連携して取り組んでいかなければならない課題であるとの説明を受けました。

歳出については、財産管理費の備品購入費で、環境対策として、どのような車両を購入されるのかとの質問に対し、ワゴンタイプのハイブリット車を予定しているとの説明を受けました。

統計調査総務費では、平成20年住宅・土地統計調査は、県と国の調査かとの質問に対し、国の統計調査で5年に1度行っているとの説明を受けました。

社会福祉総務費の地域福祉活性化事業の委託料について、事業内容と委託先についての質問に対し、高齢者の助け合いなど、地域のつながりを再構築していこうという内容で、支え合いマップづくりやコーディネーターの設置、地区社協づくりなどを進めており、社会福祉協議会に委託しているとの説明を受けました。

保育所運営費の法人保育園業務の委託料について、入所人数は几人かとの質問に対し、近隣、今後の予定も含め129人で、待機児童はいない状況にあるとの説明を受けました。

また、保健衛生費の母子衛生費について、不妊治療助成事業の成果はどのようになっているかとの質問に対し、制度については、保険適用分の自己負担分を3万円を上限として、県と町で2分の1ずつ補助しており、4月から2年が5年に拡大をされ、保健師からは治療には時間がかかるという話を聞いているとの説明を受けました。

議案第2号については、国保システム改修業務は、法が改正されるたびに必要となるかとの質問に対し、今回は後期高齢者医療保険制度の導入に伴うシステムの改修で、これからも制度が変われば改修業務が出てくるとの説明を受けました。

議案第6号については、質疑はございませんでした。

議案第7号については、国庫補助金の調整交付金が減額となった理由は何かとの質問に対し、介護サービス事業費が当初見込みより全体的に減額になったことによるものとの説明を受けまし

た。

議案第8号については、後期高齢者医療保険制度の6月に決定された保険料の内容は何かとの質問に対し、低所得者層に対する減額措置との説明を受けました。

議案第9号については、総合政策課の場所は、どこになるのかとの質問に対し、現在の企画課を予定しており、配置等については、連携がとれるように、意見も踏まえて対応していきたいとの説明を受けました。

議案第10号については、職員の派遣先はどこになるのかとの質問に対し、公益法人制度改革関連法案や民法第34条等、制度改正によるものに対応したものとの説明を受けました。

議案第11号については、質疑はありませんでした。

議案第12号については、出産育児一時金の増額が示された場合、町の対応はどうなるのかとの質問に対し、動向をよく見て対応したいとの説明を受けました。

議案第16号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定による教育委員会からの意見については、特に意見はない旨の回答を報告し、これは質疑はございませんでした。

議案第17号については、財産処分は、自動車以外で備品はなかったかとの質問に対し、議会議決を要するのは自動車だけで、それ以外については、構成の1市3町で配分するという協議が整っているとの説明を受けました。

加えて、財産処分に当たっては、帳簿上の整理などの手続きを適正に処理されるようにとの要望がありました。

以上が、総務厚生常任委員会の付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願いを申し上げます。委員長報告を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で、委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。



これより採決に入りますが、分割して採決をいたします。まず、議案第1号平成20年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成20年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から議案第8号平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算までの件を一括起立により採決いたします。議案第2号から議案第8号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第2号から議案第8号までの件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平生町課制条例の一部を改正する条例から議案第12号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例までの件を一括起立により採決いたします。議案第9号から議案第12号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第9号から議案第12号までの件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平生町営住宅条例の一部を改正する条例及び議案第15号平生町下水道条例の一部を改正する条例の件を一括起立により採決いたします。議案第14号及び議案第15号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第14号及び議案第15号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号柳井地区広域事務組合の解散に関する協議についてから議案第19号平成20年度佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事（第1工区）の工事請負契約の締結について（変更）までの件を一括起立により採決いたします。議案第16号から議案第19号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第16号から議案第19号までの件は、原案のとおり可決されました。

日程第3．常任委員会の閉会中の付託事件の審査

議長（田中 稔君） 日程第3、常任委員会の閉会中の付託事件の審査の件を議題といたします。

会議規則第69条第1項の規定により、総務厚生常任委員長からお手元に配布の文書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。総務厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第4．諮問第1号

議長（田中 稔君） 日程第4、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

去る12月11日に御提案を申しあげました数多くの議案につきまして、本会議並びに各常任委員会で慎重に御審議を賜りましたこと、まずもって厚くお礼を申し上げます。

そして、ただいまは予算8件、条例6件、事件4件につきまして御議決を賜りまして誠にありがとうございました。

なお、本日継続審査となりました議案第13号につきましては、審議経過の中でいただいた御意見を厳粛に受けとめ、十分な検討

と精査を行い対処してまいりたいと存じますので、今後の御審議に御理解と御協力をお願いいたします。

今年も既に残りわずかとなってまいりまして、新年を迎えるに当たり、残事業の推進を図りつつ、住民生活の向上に鋭意取り組む決意を新たにいたしておるところであります。行政の効率化につきましても、その一環としてこのたび、機構の改革をお願い申しあげましたが、これを到達点と考えることなく、これからも継続して検討してまいりたいと存じますので、議員の皆様方に

おかれましても、どうぞよろしく御指導のほどお願いを申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは、人事案件1件でございます。

それでは、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての御説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員は3名お願いをいたしておりますが、このうち平成9年から4期12年間にわたりお願いをいたしております立野恭子委員の任期が平成21年3月31日をもって満了となります。立野委員におかれましては、これまでの御活躍にかんがみ、また、再任の要件も満たしておられることから、再度就任をお願いをいたしました。御本人の辞退が固く、再任を望まない旨の申し出がありましたので、この任期に際しまして御勇退いただくことになったわけでございます。後任者につきましては、全町的に、また、学識面、経験面などの要件を踏まえ、多くの候補者の中からあらゆる角度から総合的に判断をいたしました結果、このたびは、土手町西にお住まいの五味洋子さんを任命したいと存じます。

五味さんは、昭和20年11月15日生まれの63歳でございます。昭和43年3月に山口大学教育学部を御卒業、同年4月から徳山市立太華中学校教諭を皮切りに、家庭や地域における教育力の低下が叫ばれている中、卓越した指導力を発揮され、次世代を担う青少年教育に取り組んでこられまして、平成18年3月に佐賀小学校校長として定年退職をされました。退職後、岩国市教育委員会青少年課教育相談員や本町ではくらしの相談員として御活躍をいただいたところであります。

以上、五味さんの略歴を申し上げましたが、人権擁護委員は、国民の基本的な人権の擁護とすべての権利や自由な人権思想の普及、高揚に努める使命が課せられているわけでございます。五味さんにつきましては、人格識見高く、広く社会の実情に通じておられますので、適任と考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、町議会の御意見をお聞きいたすものであります。

なお、主な経歴につきましては、議案に添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと存じます。

以上で、諮問第1号につきまして説明を終わらせていただきますけれども、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、本案については、討論を省略することに決しました。

これより諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

#### 日程第5．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（田中 稔君） 日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長からお手元に配布の文書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

・ ・

議長（田中 稔君） 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成20年第6回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時24分閉会